

武藏村山市子どもの未来応援プラン

(令和2年度～令和6年度)

(素案)

令和2年2月

武藏村山市

武蔵村山市市民なやみごと相談窓口

市民の皆様の生活や福祉に関する悩みごとについての相談をお受けするため、市民なやみごと相談窓口を市役所 1 階に開設しています。

相談する担当課が分からない、複数の課題を抱えている、何らかの理由で経済的に困窮している（困窮する可能性がある）など、そのようななときは当窓口を利用してください。

目 次

第1章 武蔵村山市子どもの未来応援プランの策定に当たって	1
第1節 策定の背景	1
1 日本の子どもの貧困率	1
2 國際的にみた日本の子どもの貧困率	3
3 子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行	4
4 子どもの貧困対策に関する大綱	6
5 ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトの推進	7
6 東京都の取組	7
第2節 本市の子どもと家庭の状況	8
1 人口・世帯	8
2 各種手当等	11
3 支援が必要と考えられる子どもの割合	12
4 調査等に見る課題	13
第2章 応援プランの概要	16
第1節 性格と位置付け	16
1 応援プランの性格	16
2 応援プランの位置付け	16
第2節 応援プランの計画期間	17
第3節 応援プランの対象	17
第3章 基本的な考え方	18
第1節 基本理念	18
第2節 基本目標	19
第3節 施策の体系	22
1 施策の体系	22
2 施策等連携のイメージ	23
第4章 施策の展開	24
第1節 支援につなげる・支援をつなぐ	24
1-1 情報提供・相談体制の充実	25
1-2 課題や悩みの早期把握	26
1-3 支援の連携体制整備	26
第2節 子どもの学びを応援	27
2-1 学校をプラットフォームとする支援	28

2-2 教育費負担の軽減	29
2-3 地域における学習支援等	30
第3節 生活を応援	31
3-1 子育て支援サービスの充実	32
3-2 子どもの居場所づくり	34
3-3 親子の健康づくり	35
3-4 生活全般に関する支援	36
第4節 仕事を応援	38
4-1 保護者の就労支援	39
4-2 ひとり親家庭の自立支援	40
第5節 経済的な支援	41
5-1 子育てに関する経済的支援	42
5-2 家庭の状況に応じた経済的支援等	43
第6節 社会全体で応援	44
6-1 市民活動への支援	45
6-2 市民への啓発活動	45
第7節 主たる対象別の施策一覧	46
第5章 応援プランの推進	48
第1節 応援プランの推進	48
第2節 国・東京都等との連携	48
第3節 進捗状況の確認と推進	48
資料編	49
1 生活実態調査の結果概要	49
1 調査の概要	49
2 基本的属性	51
3 暮らし・生活環境	52
4 教育・学習・学習環境	55
5 求められる支援やサービス	57
2 ひとり親家庭等ニーズ調査の結果概要	61
1 調査の概要	61
2 結果の概要	61
3 まとめと課題	71
3 ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト(施策の方向性)	72
4 子どもの貧困に対する東京都の施策	73
5 子どもの貧困対策に関する国の指標	74

6 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会設置要綱	80
7 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会委員名簿	82
8 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会開催経過	83
9 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定委員会設置要綱	84
10 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定委員会委員名簿	86
11 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定委員会開催経過	87
12 計画策定に向けた市民参加	88
1 アンケート調査	88
2 パブリックコメント(意見公募)	88

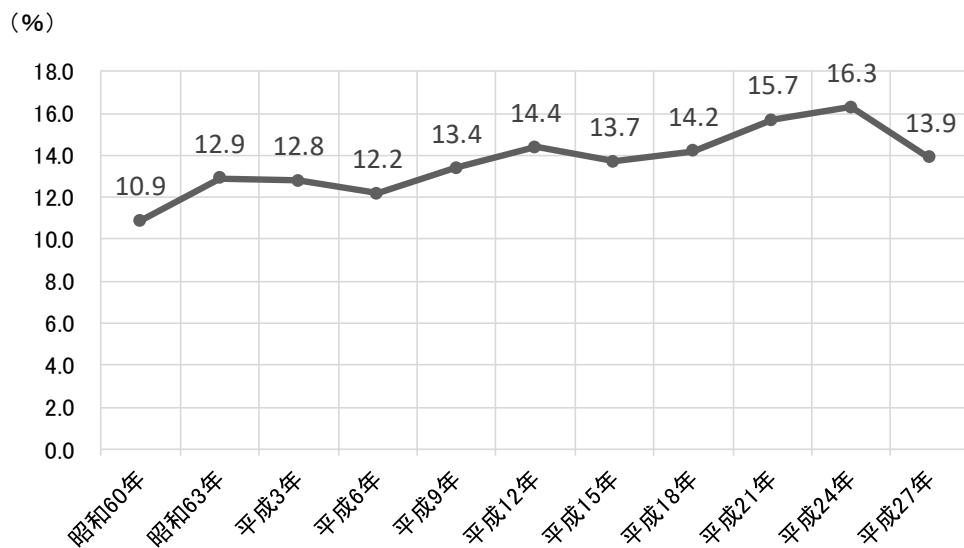
第1章 武蔵村山市子どもの未来応援プランの策定に当たって

第1節 策定の背景

1 日本の子どもの貧困率

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、昭和60年に10.9%だった子どもの相対的貧困率¹（以下「貧困率」といいます。）は年々増え続け、平成24年には16.3%にまで増加しました。平成27年には13.9%と改善されましたが、いまだに7人に1人の子どもが貧困の状況にあると報告されています。

● 子どもの貧困率



（厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査の概況」）

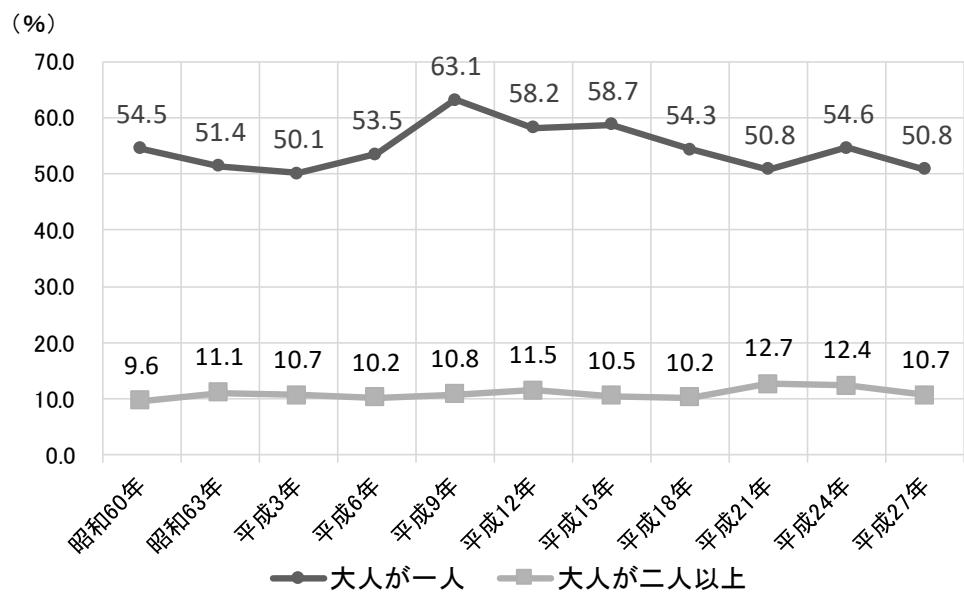
※平成28年調査の所得は平成27年1月1日～12月31日までの1年間の所得であるため、調査年と1年のずれが生じる。

※貧困率は3年に1度の大規模調査時のみ公表されるため、次回は平成31年調査の結果が令和2年7月に公表される予定である。

1 相対的貧困率：国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合のこと。貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得/収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額。

子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）のうち大人が一人の世帯の貧困率は、昭和60年から平成27年まで継続的に50%を超えており、平成27年では50.8%となっています。子どもがいる現役世帯では、勤労世代であっても、大人が一人の世帯の場合は二人以上の世帯よりも高い割合で貧困の世帯となっている状況です。

● 子どもがいる現役世帯の世帯員の貧困率



（厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査の概況」）

2 国際的にみた日本の子どもの貧困率

国際的にみても、日本の子どもの貧困は厳しい状況にあります。

OECD（経済協力開発機構）加盟国 34 か国において、最も貧困率の低いデンマークは 3.7%、最も貧困率の高いイスラエルは 28.5%です。34 か国の平均は 13.3%で、日本は 15.7%と平均よりも貧困率が高くなっています。

また、子どもがいる現役世帯のうち、大人が一人の世帯の貧困率は 50.8%と最も高く、順位は最下位となっています。

● 子どもの貧困率の順位

順位	国名	貧困率(%)
1	デンマーク	3.7
2	フィンランド	3.9
	:	
	OECD 平均	13.3
	:	
25	日本	15.7
	:	
34	イスラエル	28.5

● 大人が一人の世帯の貧困率の順位

順位	国名	貧困率(%)
1	デンマーク	9.3
2	フィンランド	11.4
	:	
	OECD 平均	31.0
	:	
33	日本	50.8

(OECD (2014) Family database "Child poverty")
(日本の数値は平成 21 年 (2009 年)、大人が一人の世帯は韓国データがないため 33 か国の順位)

3 子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行

平成25年6月26日に子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)(以下「子どもの貧困対策法」といいます。)が公布され、平成26年1月17日から施行されました。

また、令和元年6月19日には同法の一部を改正する法律(令和元年法律第41号)が公布され、同年9月7日に施行されています。

(1) 子どもの貧困対策法の目的及び基本理念

子どもの貧困対策法では、その目的及び基本理念について、次のように規定されています。

(目的)

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境にとって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(2) 地方公共団体の責務

この法律では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」（第四条）とされています。

また、令和元年法律第41号による改正後の子どもの貧困対策法で、「市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。」とされ、市町村計画の策定が努力義務となりました。

(3) 子どもの貧困対策に関する大綱の策定

この法律に基づき、政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱を定めなければならないこととされており、大綱では次に掲げる事項について定めるものとされています。

- 一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針
- 二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
- 三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項
- 四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項
- 五 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

4 子どもの貧困対策に関する大綱

政府は、子どもの貧困対策法に基づき、平成26年8月29日に「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定し、5年を経過しての見直しを行った新たな大綱を令和元年11月29日に閣議決定しています。

大綱では、子どもの貧困対策の意義や施策の推進体制等について、次のように定められています。

子供の貧困対策に関する大綱（抄）

～日本の将来を担う子供たちを誰一人取り残すことがない社会に向けて～
(令和元年11月29日閣議決定)

第1 はじめに

（新たな大綱の策定の目的）

日本の将来を担う子供たちは国一番の宝である。改正後の法律を踏まえると、貧困の連鎖を食い止めるためには、現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指していく必要がある。

貧困の状況にある家庭では、様々な要因により子供が希望や意欲をそがれやすい。そうした中で、目指すべき社会を実現するためには、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要がある。

こうした基本的な考え方の下、子供の貧困対策を総合的に推進するため、政府として、ここに新たな「子供の貧困対策に関する大綱」を策定する。

第6 施策の推進体制等

2 地域における施策推進への支援

子供の貧困対策を効果的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者等の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した施策に取り組むことが重要である。

改正後の法律において、市町村に対し子供の貧困対策についての計画の策定が努力義務とされたことも踏まえ、地域の実情を踏まえた計画が策定されるよう働きかけるとともに、市町村を含む地方公共団体において子供の貧困対策が実施されるよう、適切な支援を行う。さらに、法律に規定する教育の支援、生活の支援等4つの支援施策に加え、地域を基盤とした支援ネットワークの整備・活用に資する地方公共団体の取組を支援する。

※大綱では「子ども」は「子供」と表記されている。

この大綱においても、「第6 施策の推進体制等」の「2 地域における施策推進への支援」で、地方公共団体において子どもの貧困対策についての計画の策定が努力義務とされたことに触れ、国が、地域を基盤とした支援ネットワークの整備・活用に資する地方公共団体の取組を支援するとしています。

また、大綱では関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため「子供の貧困に関する指標」²を設定しています。

2 「子どもの貧困に関する国の指標」は資料編（P74）に掲載。

5 ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトの推進

国は、平成27年12月、経済的に厳しい状況に置かれているひとり親家庭や多子世帯の自立を応援するため、支援を必要とする家庭に対して行政の支援が確実につながる仕組みを整えるとともに、子育て、教育、生活、就業、住居、経済面などについて支援の一層の充実を図ることを目的として、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」をとりまとめました。プロジェクトでは、自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援・学習支援などの総合的な支援の充実を図ることとし、6つの項目において施策の方向性³を示しています。

○ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト施策の方向性

- 1 支援につながる
- 2 生活を応援
- 3 学びを応援
- 4 仕事を応援
- 5 住まいを応援
- 6 社会全体で応援

(厚生労働省子どもの貧困対策会議（第3回）資料より)

6 東京都の取組

東京都は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「都道府県行動計画」、子どもの貧困対策法に基づく「都道府県子どもの貧困対策計画」を合わせた、子ども・子育てに関する総合計画として計画を策定し、目標4「特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実」の1「子供の貧困対策の推進」で、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けて、福祉・教育・就労など様々な分野の関係機関が連携し、子どもの貧困対策を総合的に進めることとしています⁴。

³ ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（施策の方向性）は資料編（P72）に掲載。

⁴ 子どもの貧困に対する東京都の施策は資料編（P73）に掲載。

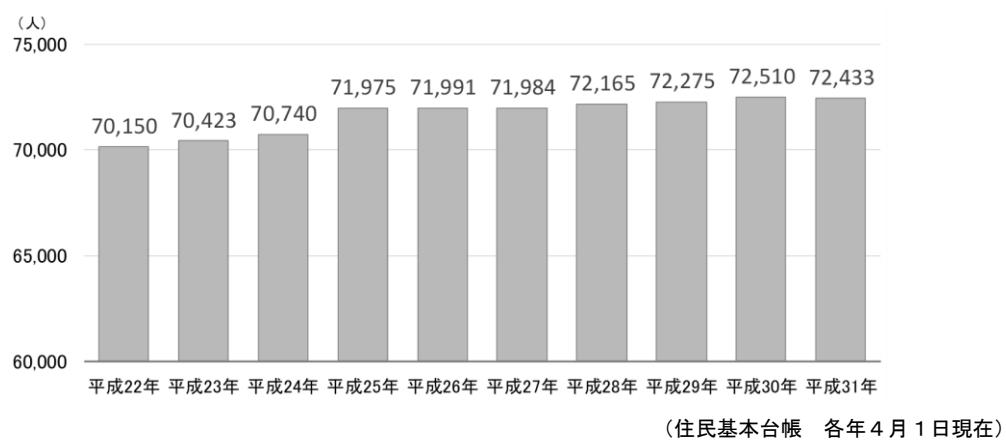
第2節 本市の子どもと家庭の状況

1 人口・世帯

(1) 総人口

本市の総人口は、おむね増加傾向にあります。平成22年から平成31年にかけて2,283人増加（増加率3.3%）し、平成31年4月1日現在で72,433人となっています。

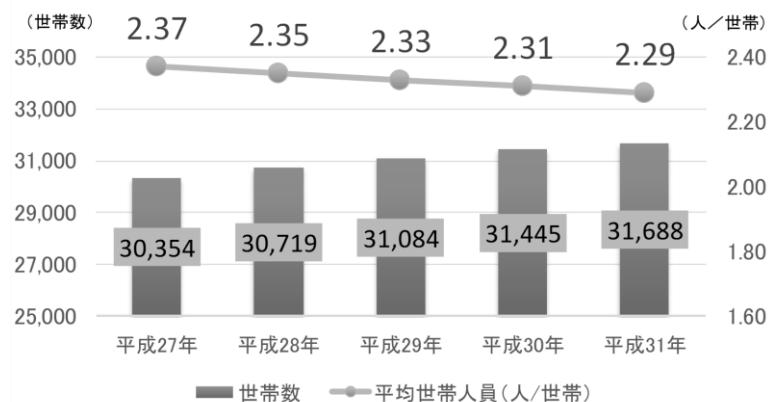
● 総人口の推移



(2) 世帯数と平均世帯人員

本市の世帯数は、平成27年の30,354世帯から、平成31年には31,688世帯へと増加（増加率4.4%）しています。人口よりも世帯数の伸びの方が大きいため、平均世帯人員（人/世帯）は平成27年の2.37人から平成31年の2.29人へと減少しています。

● 世帯数と平均世帯人員の推移

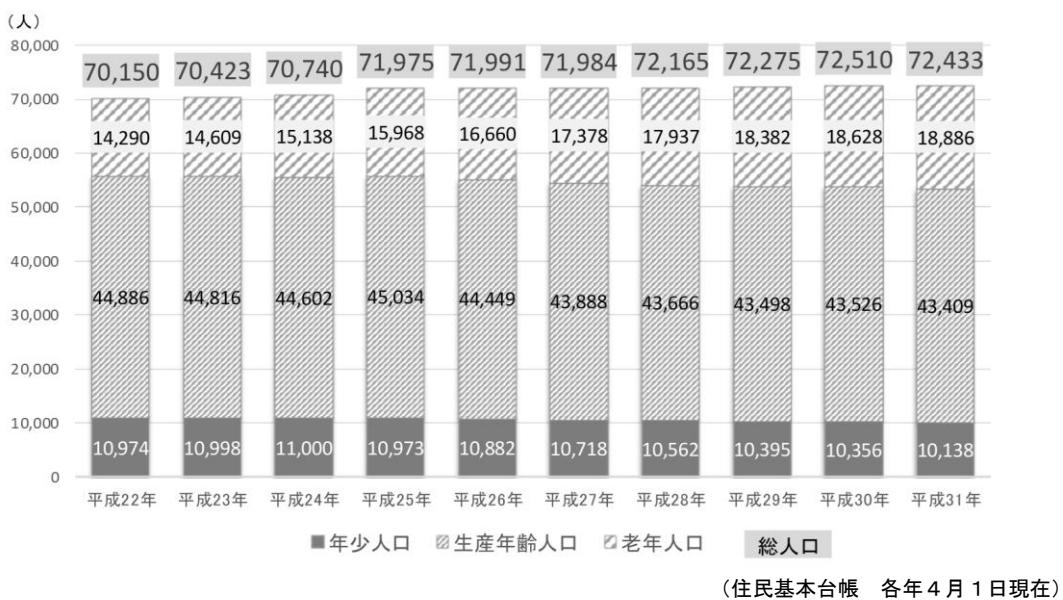


(住民基本台帳による人口及び世帯 各年4月1日現在)

(3) 年齢3区分別人口

人口を年齢3区分別にみると、生産年齢人口（15～64歳）は1,477人減少（減少率3.3%）、年少人口（0～14歳）は836人減少（減少率7.6%）となっており、老人人口（65歳以上）は4,596人増加（増加率32.2%）となっています。少子化及び高齢化が継続的に進行しています。

● 年齢3区分別人口の推移



(4) 子どものいる世帯の割合

18歳未満の世帯員のいる一般世帯5割合について、平成27年の割合は平成22年と比べて低下しています。東京都及び全国との比較ではいずれも本市が上回っており、本市では子どものいる世帯が減少しつつも、一般世帯のうち約4分の1の世帯に子どもがいることになります。

● 18歳未満の子どものいる世帯の割合

18歳未満世帯員がいる一般世帯割合	平成22年	平成27年
武蔵村山市	27.7%	25.3%
東京都	17.4%	17.2%
全国	23.1%	21.5%

(国勢調査 平成22年、平成27年)

5 一般世帯：住居と生計を共にしている人の集まり、又は一戸を構えて住んでいる単身者、間借り・下宿などの単身者及び会社などの独身寮の単身者の世帯のこと（寮の学生、病院・療養所の入院者、社会施設の入所者の集まりなどの「施設等の世帯」は含まない）。

(5) 世帯構造

本市の世帯構造では、核家族のうち、男親と子どもからなる世帯、女親と子どもからなる世帯（ひとり親の二世代世帯）がいずれも増加傾向にあり、平成17年から平成27年にかけての増加率は女親と子どもからなる世帯の方が男親と子どもからなる世帯よりも6.7%高くなっています。

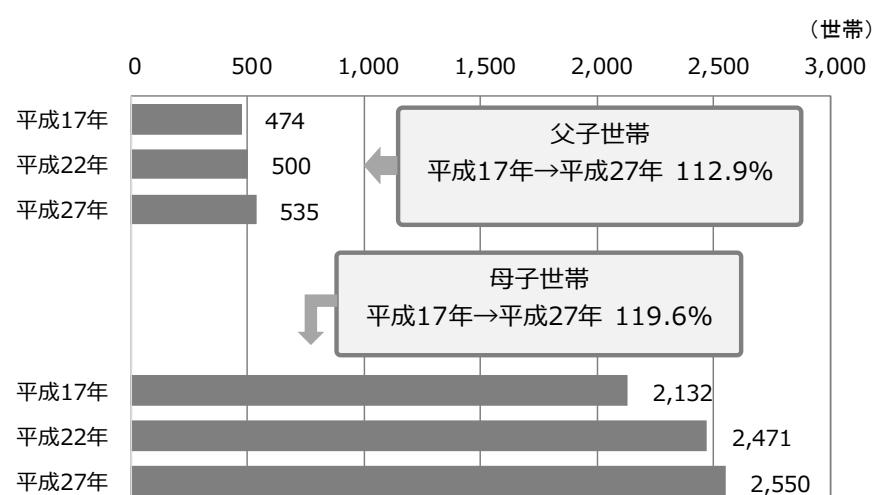
● 武蔵村山市の世帯構造

区分	一般世帯数	核家族	(世帯)			
			夫婦のみ	夫婦と子ども	18歳未満の親族のいる世帯	6歳未満の親族のいる世帯
平成17年	24,926	16,879	4,973	9,300	5,111	2,400
平成22年	26,770	18,184	5,454	9,759	5,643	2,712
平成27年	28,277	18,155	5,743	9,327	5,470	2,270

	ひとり親世帯	(世帯)	
		18歳未満の親族のいる世帯	6歳未満の親族のいる世帯
平成17年	2,606	772	158
平成22年	2,971	936	201
平成27年	3,085	848	169

	父子世帯	(世帯)	
		18歳未満の親族のいる世帯	6歳未満の親族のいる世帯
平成17年	474	110	15
平成22年	500	101	14
平成27年	535	92	9

	母子世帯	(世帯)	
		18歳未満の親族のいる世帯	6歳未満の親族のいる世帯
平成17年	2,132	662	143
平成22年	2,471	835	187
平成27年	2,550	756	160



(国勢調査 平成17年、平成22年、平成27年)

2 各種手当等

(1) 児童扶養手当の支給状況

ひとり親家庭で18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童や20歳未満で重度の障害がある児童を養育している方に支給される手当です（国制度）。

全部支給の場合、月額42,910円（第1子）が支給されます（第2子は10,140円、第3子以降は6,080円加算されます）。（平成31年4月1日改正）

● 児童扶養手当の支給状況

	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 実績	平成30年度 実績
受給者数	787人	786人	765人	739人

（子育て支援課）

(2) 児童育成手当の支給状況

ひとり親家庭等で18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童や20歳未満で重度の障害がある児童を養育している方に支給される手当です（東京都制度）。

該当児童1人につき月額13,500円が支給されます。

● 児童育成手当の支給状況

	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 実績	平成30年度 実績
受給者数	1,068人	1,066人	1,089人	1,071人

（子育て支援課）

(3) 就学援助率

就学援助は、経済的理由によって就学困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品費等を援助する制度です。就学援助率は、要保護及び準要保護児童・生徒数⁶を市立小中学校それぞれの児童・生徒数で除して算出したものです。

● 就学援助率

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校	15.65%	14.31%	15.29%	14.67%
中学校	19.68%	18.06%	19.71%	18.43%

（教育総務課）

⁶ 要保護及び準要保護児童・生徒：次のそれぞれの世帯に属する児童・生徒のこと。「要保護」は現に生活保護を受けているいないにかかわらず、保護を必要とする状態にある者。「準要保護」は市町村教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者。

3 支援が必要と考えられる子どもの割合

武蔵村山市子どもの未来応援プラン（以下「応援プラン」といいます。）により支援が必要と考えられる家庭と子どもの現状を把握するため「生活実態調査」「ひとり親家庭等ニーズ調査」等を実施しました⁷。

「生活実態調査」による本市の困窮層と周辺層を加えた層（以下「生活困難層」といいます。）の割合を平成28年に行われた東京都の同様の調査結果と比較すると、小学5年生、中学2年生とも困窮層に分類される世帯の割合が東京都より高くなっています。

また、生活困難層の割合は、東京都の場合、小学5年生20.5%、中学2年生21.6%（1.1ポイント差）ですが、本市では小学5年生20.6%、中学2年生28.8%で、中学2年生の方が8.2ポイント高くなっています。子どもの年齢が高い家庭で生活困難層（困窮層、周辺層とも）が増加する傾向となっています。

● 生活困難度、東京都との比較

	困窮層	周辺層	一般層
武蔵村山市 小学5年生	7.7%	12.9%	79.4%
東京都 小学5年生	5.7%	14.9%	79.5%

	困窮層	周辺層	一般層
武蔵村山市 中学2年生	13.3%	15.5%	71.3%
東京都 中学2年生	7.1%	14.5%	78.4%

※東京都：平成29年3月「東京都子供の生活実態調査」

※東京都の調査は本市を含む東京都全体ではなく4自治体（墨田区、豊島区、調布市、日野市）で実施したもの。

※東京都と本市は調査年度が異なり、低所得の判断に使用する国民生活基礎調査の年度も異なるため厳密な比較はできない。

7 「生活実態調査」は平成30年10月2日（火）～10月15日（月）、「ひとり親家庭等ニーズ調査」は平成30年10月19日（金）～11月9日（金）に実施。結果の概要は資料編に掲載。

4 調査等に見る課題

「生活実態調査」「ひとり親家庭等ニーズ調査」(結果概要是資料編に掲載)等から本市における課題を整理し、必要と考えられる施策の方向性についてまとめます。

支援体制の構築

調査等に見る課題	○困ったときに相談する相手について、保護者の約7%が「いない」と回答している。
	○公的に設けられている相談先について、「相談したかったが、抵抗感があった」の回答がみられる。
	○各種支援サービスについて、困窮層は一般層に比べて非認知による不利用率が高い傾向がある。
	○ひとり親家庭の、各相談窓口の認知度は高いが、自分が利用できる相談窓口がどこか分からず人も少数ながら存在する。

必要な施策の方向性	○保護者の悩みや相談を受け止められる窓口・サービスの充実、窓口の分かりやすさ、相談のしやすさ。
	○支援が必要な子ども・家庭に適切に支援を届けるための周知と提供体制。

市民から見て分かりやすく使いやすい相談の受付体制、
保護者や子どもの課題を早期に発見・把握し支援につなげる体制、
本市の様々な施策をつなぐ体制が必要と考えられる。

教育の支援

調査等に見る課題	○困窮層で、学校の授業の理解度が低くなる傾向がある。
	○生活困難度によらず、家で勉強できないとき静かに勉強ができる場所に対する子どもの利用希望が多い。
	○ひとり親の悩みでは、「子どもの勉強・学力」「子どもの進路（進学・就職）」が多い。
	○ひとり親家庭では、子どもの学習支援について3割弱が「塾」、約2.5割が「学校での補習」を望んでいる。

必要な施策の方向性	○学校における、専門家による教育相談、就学相談等。
	○学校や地域における学習の支援。
	○教育費負担の軽減。

幼児教育・保育から学校をプラットフォームとする支援まで、
また、教育に関わる経済的負担軽減や、地域での学習支援など、
子どもの学びを応援することが必要と考えられる。

生活の支援

- | | |
|----------|--|
| 調査等に見る課題 | <ul style="list-style-type: none"> ○子どもが朝食を食べない割合は困窮層で高い。 ○子どもの主観的な健康状態は困窮層で「よい」の割合が低い。 ○ひとり親家庭では、平日の放課後や土・日曜日・長期休暇中に「子どもだけで自宅にいる」が約3割となっている。 ○ひとり親家庭で養育費の取り決めをしていない人が約4割いる。 |
|----------|--|

- | | |
|-----------|--|
| 必要な施策の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ○妊娠・出産段階からの親子の健康づくり。経済状況によらず保健指導を受けられるようにする支援。 ○子どもの居場所づくり。 ○養育費の確保に関する支援。 |
|-----------|--|

**健康づくりや、健康の基礎となる食、
子どもたちが安心・安全に過ごし多様な体験のできる居場所、
あるいは住まいなど、生活の様々な場面での応援が必要と考えられる。**

就労の支援

- | | |
|----------|--|
| 調査等に見る課題 | <ul style="list-style-type: none"> ○母子家庭の就労形態では「パート・アルバイト」が約5割で、年収の平均は父子家庭よりも低い。 ○母子世帯では仕事を変えたい意向が高く、その理由は「収入がよくない」が最も多い。 ○ひとり親世帯では、就業相談窓口を知らない人も一部にみられる。 ○ひとり親世帯では、仕事のために資格を取得する際の悩みとして「費用」と「時間」が挙げられている。 |
|----------|--|

- | | |
|-----------|---|
| 必要な施策の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ○就労に関する相談窓口の周知。 ○個々の状況に応じた支援。 ○就職に有利な資格取得の支援。 |
|-----------|---|

**就労のための情報提供や相談窓口などにより、
保護者全般やひとり親家庭の
仕事を応援することが必要と考えられる。**

経済的支援

- | | |
|----------|---|
| 調査等に見る課題 | <ul style="list-style-type: none">○保護者の主観的な暮らし向きは「苦しい」の割合が東京都全体よりも高い。○母子世帯は父子世帯よりも収入の低い人が多い。 |
|----------|---|

- | | |
|-----------|---|
| 必要な施策の方向性 | <ul style="list-style-type: none">○子育てに関する経済的な支援。○収入や家庭の状況に応じた経済的支援。 |
|-----------|---|

**各種手当や助成などにより、
経済面で子育て家庭を応援することが必要と考えられる。**

社会全体での支援

- | | |
|----------|--|
| 調査等に見る課題 | <ul style="list-style-type: none">○「家で勉強できないとき、静かに勉強ができる場所」「(家以外で) 平日の放課後に夜まで安心していることができる場所」「家の人がいないとき、夕ごはんをみんなで食べることができる場所」といった、家庭や学校以外の地域での過ごし場所などについて子どもたちの利用希望がある。 |
|----------|--|

- | | |
|-----------|--|
| 必要な施策の方向性 | <ul style="list-style-type: none">○子どもたちを対象に、過ごし場所や学習、食などの支援を行う市民活動やボランティアへの支援。○市民活動の周知や団体相互の連携の支援。 |
|-----------|--|

**市民活動や地域での福祉を支える方々への支援、
子どもの貧困という社会問題への理解促進などを通じ、
社会全体で互いに支えあう意識や体制を
つくっていくことが必要と考えられる。**

第2章 応援プランの概要

第1節 性格と位置付け

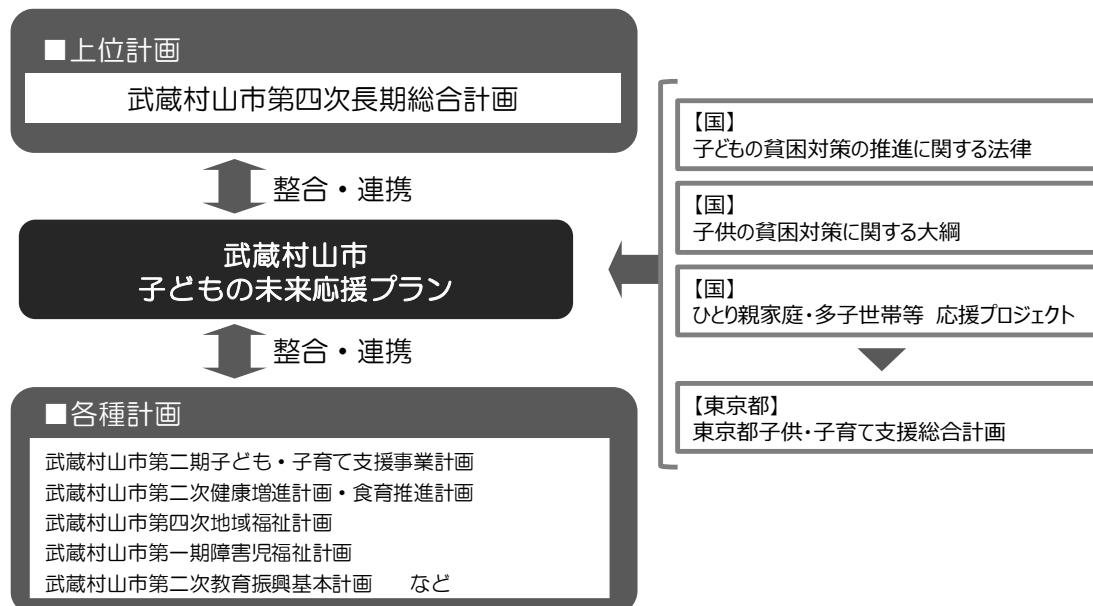
1 応援プランの性格

この応援プランは、子どもの貧困対策法第9条第2項に規定する「市町村計画」として、同法の目的、基本理念等を踏まえて策定するものです。

同法に基づき、子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月29日閣議決定）及び東京都子供・子育て支援総合計画を踏まえ、本市が策定した関連計画等との整合・連携を図ります。

2 応援プランの位置付け

この応援プランは、「武蔵村山市第四次長期総合計画」を上位計画とするものです。子ども・子育て支援に関する「武蔵村山市第二期子ども・子育て支援事業計画」など関連の深い計画との整合・連携を図りながら、国・東京都の取組も勘案して策定しています。



第2節 応援プランの計画期間

この応援プランは、令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5年間を計画期間とします。



第3節 応援プランの対象

この応援プランは、全ての子ども及びその家庭が対象となります。主に、現に経済的な困難を抱える子ども及び将来経済的な困難を抱える可能性のある子ども並びにその家庭とします。

第3章 基本的な考え方

第1節 基本理念

子どもの幸せな未来を応援するまち武藏村山市

～全ての子どもたちとその家庭を見守り支援する～

近年国を挙げての取組が進められている子どもの貧困対策は、明日の日本を支えていく子どもたちの将来が、いわゆる貧困の連鎖によって閉ざされることのないよう、全ての子どもたちが未来を切り開くことができ、将来への夢と希望を持って成長していくける社会を実現するための取組です。

平成25年制定の子どもの貧困対策推進法は、同法の一部を改正する法律が令和元年9月に施行され、「貧困の状況にある子どもが健やかに育成され…」は「全ての子どもが心身ともに健やかに育成され…」と改められています。このように、子どもの貧困対策は、現在経済的な困難を抱える子どものみならず、将来的にその状況に置かれる可能性のある子ども、さらには生まれ育った環境にかかわらず全ての子どもたちに対して講じるべきものであり、関連する取組は本市における子どもや子育て家庭に関する様々な事業分野に存在します。

この応援プランは、本市や東京都の取組を有機的・効果的に連携させること、また、支援を必要とする子どもや家庭にもれなく支援が届くことを目的とするものです。その意味で、主な対象は「現に経済的な困難を抱える子ども及び将来経済的な困難を抱える可能性のある子ども並びにその家庭」としますが、取り扱う施策分野は家庭の経済状況にかかわらず相談窓口、学び、生活、保護者の仕事、社会全体による支援など多岐にわたります。

以上のように、行政や地域など、社会全体の持てる力を連携させ、全ての子どもたちとその家庭を見守り、幸せな未来を市を挙げて応援する計画であることから、「子どもの幸せな未来を応援するまち武藏村山市」を基本理念として設定します。

第2節 基本目標

「基本理念」を実現するため、次の6つの基本目標を掲げ、施策の方向を明らかにするとともに、その総合的な展開を図ります。

■ **基本目標1 支援につなげる・支援をつなぐ**

貧困の連鎖を断ち切るためには、現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築が重要であり、子どものことを第一に考えた適切な支援を、包括的かつ早期に講じていく必要があります。

市民から分かりやすいワンストップの相談窓口「市民なやみごと相談窓口」の周知と利用促進、保護者や子どもに接することのできる各種相談事業の連携、健診など様々な場と機会の活用を通じて、生活や子育てに困難を抱えている可能性のある家庭を早期の段階で把握し、支援につなぐ体制を整備します。

府内各部署・各機関の連携により、支援施策をつなぎ、社会の支えを必要とする子どもや家庭に確実に支援を届ける体制を作ります。

■ **基本目標2 子どもの学びを応援**

学校をプラットフォームとした保護者相談や支援の充実に努めます。

いわゆる貧困の連鎖を断ち切るため、家庭環境や世帯の経済状況によらず、子どもたちが自分の能力・可能性を伸ばし、夢に挑戦できるよう、子育て家庭の教育・学習に関わる支援を行います。

多様な状況にある子どもたちへ、それぞれの状況に応じた教育の充実、生きる力を育む機会や学び場の提供を行います。

基本目標3 生活を応援

子育て世帯の暮らしに必要な子育て支援サービスを充実し、未就学児の親子や就学後の子どもの安心・安全かつ様々な体験機会を提供する居場所を確保して、現在から将来にわたって全ての子どもたちが心身ともに健全に成長できるよう支援します。

妊娠・出産期からの子どもと保護者的心身の健康増進に努めるとともに、生活の基礎となる住まいの確保、家事の補助、養育費確保のための支援等を行います。

基本目標4 仕事を応援

就労による収入は家庭生活の経済的基盤の中心となり、生活の安定にも資するものであることから、就労相談や資格取得等就労支援の充実を図り、仕事先の確保、より安定した収入を得られる就労確保のための支援を行います。また、ひとり親家庭に対する自立支援の取組を進めます。

基本目標5 経済的な支援

母親の妊娠・出産時から子どもの乳幼児期、小学校入学後、中学校を卒業した後まで、保育や子どもの育成、医療費などの多方面から、子育てに関連する各種手当など経済的負担の軽減につながる援助を行います。また、ひとり親など家庭の状況に応じた経済的支援を行います。

基本目標6 社会全体で応援

地域で子どもたちを支える市民活動への支援や、子どもの貧困に関する啓発活動により、社会全体で子どもたちの未来を応援するまちづくりに取り組みます。

第3節 施策の体系

1

施策の体系

基本理念	基本目標	取組の分野	記載頁
		1-1 情報提供・相談体制の充実	⇒P25
1 支援につなげる・ 支援をつなぐ	P24	1-2 課題や悩みの早期把握 1-3 支援の連携体制整備	⇒P26 ⇒P26
2 子どもの学びを 応援	P27	2-1 学校をプラットフォームとする支援 2-2 教育費負担の軽減 2-3 地域における学習支援等	⇒P28 ⇒P29 ⇒P30
3 生活を応援	P31	3-1 子育て支援サービスの充実 3-2 子どもの居場所づくり 3-3 親子の健康づくり 3-4 生活全般に関する支援	⇒P32 ⇒P34 ⇒P35 ⇒P36
4 仕事を応援	P38	4-1 保護者の就労支援 4-2 ひとり親家庭の自立支援	⇒P39 ⇒P40
5 経済的な支援	P41	5-1 子育てに関する経済的支援 5-2 家庭の状況に応じた経済的支援等	⇒P42 ⇒P43
6 社会全体で応援	P44	6-1 市民活動への支援 6-2 市民への啓発活動	⇒P45 ⇒P45

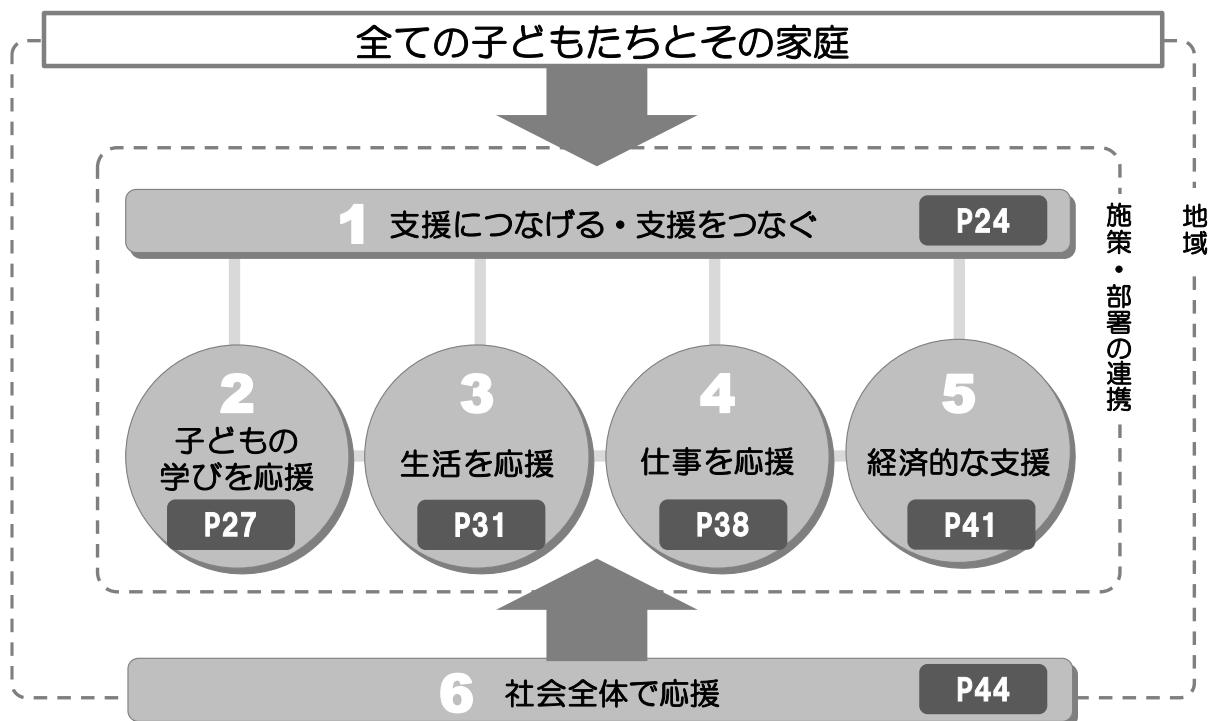
子どもの幸せな未来を応援するまち武蔵村山市

2 施策等連携のイメージ

この応援プランによる施策等連携のイメージは下図のとおりです。

地域の全ての子どもたちとその家庭に対して、府内各部署の連携を図る子どもの貧困対策推進連絡会を活用した施策・部署の連携により様々な支援をつないでいきます。

その仕組み全体を地域など社会全体が応援していきます。



第4章 施策の展開

第1節 支援につなげる・支援をつなぐ

子育ての悩みや困りごとは、生活状況などによらず全ての家庭に生じる可能性があります。また支援が必要な家庭の一部では、必要な支援制度を知らない、手続が分からず、積極的に利用したがらない等の状況も考えられることから、全ての市民から見えやすく分かりやすいワンストップの相談窓口として「市民なやみごと相談窓口」の周知と利用促進を図るとともに、子育て支援事業の利用や母子保健に関する相談支援を行う事業を活用し、総合的な情報提供・相談体制の充実を図ります。

全ての妊娠婦・乳児のいる家庭を対象とした母子保健関連の訪問事業など、あらゆる機会を通じて支援の必要な子どもと家庭を早期に発見・把握し、早期の対応を図ります。

各種相談等により受け止めた困りごと・悩みごとの対応を適切な支援制度についていく連携体制の整備に努めます。

取組の分野

1-1 情報提供・相談体制の充実

1-2 課題や悩みの早期把握

1-3 支援の連携体制整備

関連データ

本市における、困ったときに相談する相手が「いない」人の割合

- | | | | |
|------------|-------------|---------|--------------|
| ●小学5年生の保護者 | 6.7% | (困窮層では) | 12.5% |
| ●中学2年生の保護者 | 6.3% | (困窮層では) | 22.9% |

(武藏村山市 生活実態調査 平成30年)

1-1 情報提供・相談体制の充実

●=本市の事業（国・東京都等との連携含む） ○=東京都等における事業（以下同じ）

● 市民なやみごと相談窓口

福祉総務課

相談する担当課が分からず、複数の課題を抱えている、何らかの理由で経済的に困窮している（困窮する可能性がある）など、生活や福祉に関する悩みごとについての相談を総合的に受け付け、各種支援につなげる。また、子どもの貧困対策を推進する「子どもの貧困対策推進連絡会」の事務局として、各種支援をつなぐ。

● 子ども家庭支援センター

子ども子育て支援課

子ども家庭総合支援拠点として、子どもと子育て家庭の支援に関する総合相談、在宅サービスの提供などの事業を実施するとともに、子育て世代包括支援センター（ハグはぐ・むらやま）との一体的運営による支援拠点の強化を図る。

● 子育て世代包括支援センター（ハグはぐ・むらやま）

子ども子育て支援課

妊娠期から育児期にわたる「切れ目のない支援」のために、子育て世代包括支援センター（ハグはぐ・むらやま）に保健師等を配置し、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供する。市内の全ての子育て家庭に対して妊娠期から保健師等が面接、相談等を行い、出産・子育てに関する不安を軽減するとともに、育児に関する悩みごと等に対応する相談支援を行う。

● 子育てセンター（地域子育て支援拠点）

子ども子育て支援課

市が指定した認可保育所で、子育てに関する相談や啓発活動、子育てサークルの育成・活動支援などの事業を実施する。

● 子ども・子育て応援アプリ

子ども子育て支援課

予防接種や健康診査の予定、子どもの成長の管理をし、子育てをしていく中で必要な手続きや情報を掲載するアプリを制作する。

● 子育て応援ガイド

子ども子育て支援課

子育て応援ガイドブックを発行し、子育てをしていく中で必要な手続きや情報の提供を行う。

● 外国語版ホームページの運用

秘書広報課

外国版ホームページを運用し、外国人居住者が住みやすい環境づくりに努める。

● パンフレット等への外国語併記

関係各課

各種ガイドブックやパンフレットへの外国語併記など必要な情報を提供し、多文化共生のまちづくりを推進する。

● 多文化共生推進事業協力員制度

協働推進課

多文化共生推進事業に協力する職員として、日本語を話せない外国人が来庁した際の通訳や翻訳、国際交流事業等に協力する。

1-2 課題や悩みの早期把握

● こんにちは赤ちゃん（乳児家庭全戸訪問）事業及び妊産婦・新生児等訪問指導 子ども子育て支援課

全ての妊産婦・乳児がいる家庭を保健師又は助産師が訪問し、産婦の健康状態、新生児の発育・疾病予防等について、指導・助言を行うほか、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行う。また、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結び付けることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図る。

● 乳幼児健康診査 子ども子育て支援課

身体発育、運動機能、精神発達の状況等を診査し、栄養、歯科、育児等に関する指導を実施する。なお、乳幼児健康診査は、3か月～4か月児、1歳6か月児、2歳児（歯科）、3歳児において実施する。

1-3 支援の連携体制整備

● 相談事業の連携強化 福祉総務課

各種相談事業により把握した状況を「子どもの貧困対策推進連絡会」を通じて共有し、子どもの居場所や適切な支援制度へつなげるなど、各種取組の連携を図る。

● 子どもの貧困対策推進連絡会 福祉総務課

庁内各部署の連携を図る連絡会において、子どもの貧困対策推進に係る総合的な協議を行い、本市の各種支援の連携を図る。

第2節 子どもの学びを応援

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限に伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが大切です。全ての子どもの通う学校を、課題を抱える子どもたちへの支援のプラットフォームと捉え、スクールソーシャルワーカーの活用などにより学校と福祉部門との連携強化を図ります。

また、生まれ育った環境により受けられる教育に差が出ることのないよう、教育費負担の軽減や地域における学習支援等の取組で、全ての児童・生徒の学力向上や学習の機会提供を図ります。

取組の分野

- 2-1 学校をプラットフォームとする支援
- 2-2 教育費負担の軽減
- 2-3 地域における学習支援等

関連データ

生活保護世帯の子どもの高校等進学率
93.7%

(厚生労働省社会・援護局保護課調べ 平成30年4月1日現在)

本市における中学3年生の進学先内訳

全日制	84.4%
定時制	6.3%
通信制	5.5%
その他	3.8%

(教育総務課 平成30年度)

2-1 学校をプラットフォームとする支援

● 教育相談室

教育指導課

相談内容に応じた専門家による教育相談、就学相談、スクールソーシャルワーカーの派遣等の相談事業を実施する。

● スクールカウンセラーの配置

教育指導課

不登校やいじめ、暴力等の問題を未然に防止するとともに、学校生活や友人関係などに関する心理的相談を通して、学校への適応を図るため、スクールカウンセラーを配置する。

● 確かな学力、豊かな心や健やかな体の育成

教育指導課

子どもが個性を発揮し、のびのびとゆとりある生活を送れるよう、確かな学力の定着や心と体の育成を図ることができる教育を推進する。

● 特別支援学級

教育指導課

小・中学校に障害種別に応じた特別支援学級を設置し、充実した教育の実施を図る。
(障害のある子ども)

● 特別支援教室

教育指導課

知的障害のない発達障害等で通常の学級での学習におおむね参加できる児童・生徒が在籍校で特別な指導を受けることができるよう特別支援教室の充実を図る。
(発達障害等の子ども)

2-2 教育費負担の軽減

● 就学援助費支給事務	教育総務課
経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費、給食費等の補助を行う。 (世帯全員の前年の所得合計が教育委員会で算定した限度額以下の世帯)	
● 奨学資金	教育総務課
高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程に進学を希望し、向学心旺盛だが経済的理由により修学困難な生徒に修学上必要な資金を支給する。 (在籍校長の推薦に基づき、審議会において厳正に審査し、対象者を決定)	
● 生活保護受給世帯に対する健全育成経費交付事業	生活福祉課
被保護世帯に属する児童・生徒に対し、健全育成経費を交付する。 (生活保護世帯)	
● 生活保護受給世帯に対する被保護者自立促進事業	生活福祉課
次世代育成の観点から、自立支援プログラムに基づき学習塾等への通塾や、夏季・冬季講座、通信講座、補習講座等の受講等により、在宅での学習環境を整える必要が認められる生活保護法に基づく被保護世帯の児童・生徒を対象とし、その経費の一部を支給する。 (生活保護世帯)	
● 私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金	子ども青少年課
私立幼稚園等に通園する園児の保護者に対し、補助金を交付することによって保護者の負担軽減を図る。	
● 教育扶助（教材代、学習支援等）	生活福祉課
生活保護受給世帯の児童が義務教育を受けるときの扶助を行う。 (生活保護世帯)	
● 母子・父子福祉資金による高校・大学等への修学資金貸付	子ども子育て支援課
児童又は子が高校、短大、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校において就学するのに必要な資金（授業料、施設費、通学費、教科書代など）を貸し付ける。	
○ 教育支援資金の貸付（生活福祉資金制度）	東京都社会福祉協議会
所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、無利子又は低利子で資金の貸付けを行う。	
○ 受験生チャレンジ支援貸付	東京都社会福祉協議会
学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講料や、高校や大学などの受験料の捻出が困難な一定所得以下の世帯に必要な資金の貸付けを行い、将来の自立に向けて意欲的に取り組む子どもたちが高校や大学への進学を目指し、受験に挑戦することを支援する。	
○ ひとり親家庭等生活向上事業 (子供の生活及び学習支援（塾 及び家庭教師派遣）)	東京都少子社会対策部育成支援課
ひとり親家庭の生活に関する悩み相談、家計管理・育児等に関する専門家による講習会、高等学校卒業程度認定試験合格のための学習支援等を実施する。	

※東京都の担当課は令和2年3月時点でとうきょう福祉ナビゲーション等で確認できたものを記載

-
- **児童養護施設における学習・進学支援等** 東京都等
小・中学生の基礎学力向上や、自分の進路・学びを選べる進学・進路保障に向けた個別支援等を強化し、入所児童への学習及び進学保障を行う。
 - **自立生活スタート支援事業(就学支度資金貸付)** 東京都社会福祉協議会
児童養護施設に入所した児童等に対し、就学などをする際に必要な資金の貸付及び相談援助を行う。
-

2-3 地域における学習支援等

-
- **地域未来塾** 文化振興課
家庭での学習が困難であるなど、学習習慣が十分に身についていない児童・生徒を対象に、市内全小・中学校で地域住民等の協力により学習支援を実施する。
 - **放課後子供教室の充実** 文化振興課
小学校児童を対象に、安全・安心な子どもの居場所を設け、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する。
 - **土曜日チャレンジ学校** 文化振興課
児童・生徒を対象として、土曜日等に様々な文化活動・体験活動の機会を提供し、児童・生徒の土曜日等をより豊かで有意義なものとする。
-

第3節 生活を応援

質の高い幼児教育・保育環境は、子どもの健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えるため、幼児教育・保育の充実は全ての子どもの幸せな未来づくりや貧困の世代間連鎖を断ち切ることにつながります。

また、就学後の子どもについて、保護者が就労等で家を空ける時間が長い家庭であっても、子どもが安心して過ごせる場の確保・提供に努めます。

子どもの健やかな育ちには、母親の妊娠・出産期からの親子の健康づくりが重要です。育児・生活に関する困難や悩みから、早期に生活・就労等の各種の支援へつなげていくため、妊婦健診等を通じた状況把握に努めます。

特にひとり親家庭にとっては出産直後の家事、住まいの確保など日常的な暮らしに関わる事柄が子どもの生活を営む上で大きな問題となることも多いため、暮らしに関する多方面からの支援に努めます。

取組の分野

3-1 子育て支援サービスの充実

3-2 子どもの居場所づくり

3-3 親子の健康づくり

3-4 生活全般に関する支援

関連データ

子どもの朝ごはん摂取率

小学6年生	(東京都)	87.5%	(武蔵村山市)	86.3%
中学3年生	(東京都)	83.2%	(武蔵村山市)	79.5%

(生活習慣や学習環境に関する調査（全国学力・状況調査） 平成29年)

ひとり親家庭で養育費についての決めをしている割合（母子世帯）

(全国) **42.9%** (武蔵村山市) **44.9%***

(全国：全国ひとり親世帯等調査 平成28年11月1日現在)
(武蔵村山市：ひとり親家庭等ニーズ調査 平成30年)

*取決めをしていない 36.6%、請求できることを知らなかった 0.8%、その他 15.1%、無回答 2.6%を 100%から差し引いた数値

3-1 子育て支援サービスの充実

- **認可保育所による通常保育事業** 子ども青少年課
保護者の就労等により、家庭での保育に欠ける場合、保育を実施する。
- **地域型保育事業** 子ども青少年課
少人数の単位で3歳未満児を対象とする小規模保育、家庭的保育、事業所内保育及び居宅訪問型保育事業の活用を図る。
- **認定こども園の設置** 子ども青少年課
認可保育所の保育機能と幼稚園の幼児教育機能を一体的に提供する認定こども園の活用を図る。
- **認証保育所事業** 子ども青少年課
保育ニーズの多様化に対応するため、東京都が認証した認証保育所の活用を図る。
- **幼稚園における預かり保育事業** 子ども青少年課
早朝、延長、長期休業期間中の預かり保育を実施する。
- **トワイライトステイ事業** 子ども子育て支援課
保護者の就労等により、平日の夜間又は休日に家庭での保育に欠ける場合、保育を実施する。
- **休日保育事業** 子ども青少年課
保護者の就労等により、日曜日や祝日の日中に家庭での保育に欠ける場合、保育を実施する。
- **ファミリー・サポート・センター事業** 子ども子育て支援課
仕事と育児の両立のため、緊急時等の相互援助を会員組織により実施する。
- **一時預かり事業** 子ども青少年課
保育所における保育が行われていない乳幼児を対象に、保護者の疾病等による緊急時や、保護者の断続的・短時間就労等の就労形態の多様化に伴い、一時的に乳幼児を保育する。
- **病児保育事業** 子ども子育て支援課
生後6か月から小学校3年生までの児童を対象に、保護者の就労等により、病気中や病気の回復期で保育所や小学校等へ通えない児童が家庭での保育に欠ける場合、一時的に児童を保育する。
- **子どもショートステイ事業** 子ども子育て支援課
2歳から12歳まで（中学生を除く。）を対象に、保護者が疾病等により、児童を家庭で養育できない場合、施設等で短期間（7日以内）児童を預かる。

● 養育支援訪問事業	子ども子育て支援課
育児ストレス等の問題により、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭など、養育支援が必要な家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による指導助言等を行う。	
● 子育てセンター事業（地域子育て支援拠点事業）	子ども子育て支援課
本市が指定した認可保育所で、子育てに関する相談や啓発活動、子育てサークルの育成・活動支援などの事業を実施する。	
● 保育コンシェルジュ事業	子ども青少年課
保護者が保育サービスを適切に選択し、かつ、円滑に利用できるよう、保育サービスに係る情報の集約・提供、相談対応、利用の支援・援助を行う。	
● 子どもカフェ事業	子ども子育て支援課
0歳から就学前までを対象に、乳幼児及びその保護者が気軽に集い、交流を図りながら様々な体験ができる場を提供し、保護者の子育てに対する不安感、負担感を緩和する。	
● 児童館親子ひろば事業	子ども青少年課 (児童館)
児童館の午前中の比較的利用者が少ない時間帯を利用し、乳幼児及びその保護者を対象に歌遊びや絵本の読み聞かせなどを行いながら交流や子育て相談できる居場所の提供を図る。	
● おはなしの会	図書館
乳幼児から小学生まで及びその保護者を対象に、絵本や紙芝居の読み聞かせ、パネルシアター、手遊びなどを実施する。	
● 子ども食堂推進事業	子ども子育て支援課
地域住民が主体となる子ども食堂の運営に補助金を交付し、子どもの孤食を防ぎ、中学校卒業後までの子どもが安心して過ごせる居場所づくりを支援する。	

3-2 子どもの居場所づくり

● 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

子ども青少年課
(児童館)

小学生のうち、放課後帰宅しても保護者の労働、疾病等により、適切な監護が受けられない児童を対象に、一定時間組織的に指導し、その危険防止と健全育成に努める。

● 放課後子供教室の充実（再掲）

文化振興課

小学校児童を対象に、安全・安心な子どもの居場所を設け、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する。

● 一体型の学童クラブ及び放課後子供教室の設置

文化振興課
子ども青少年課
(児童館)

学童クラブの児童と放課後子供教室の児童が、同じ活動場所で、同一の活動プログラムに参加できるよう、一体型の学童クラブ及び放課後子供教室の運営に努める。

● 学童クラブと放課後子供教室の連携等

文化振興課
子ども青少年課
(児童館)

学童クラブ及び放課後子供教室の「一体的又は連携による実施」、「関係部局の連携」、「小学校の余裕教室等の活用」、「特別な配慮を必要とする児童への対応」に関する具体的な方策等について、放課後子供教室運営委員会等において意見交換を行うことにより、児童のより良い居場所づくりに努める。

● 児童館の充実

子ども青少年課
(児童館)

地域の子どもたちの遊び場、交流の場として、児童館事業の充実を図る。

● 地域未来塾（再掲）

文化振興課

家庭での学習が困難であるなど、学習習慣が十分に身についていない児童・生徒を対象に、市内全小・中学校で地域住民等の協力により学習支援を実施する。

● 土曜日チャレンジ学校（再掲）

文化振興課

児童・生徒を対象として、土曜日等に様々な文化活動・体験活動の機会を提供し、児童・生徒の土曜日等をより豊かで有意義なものとする。

● おはなしの会（再掲）

図書館

乳幼児から小学生まで及びその保護者を対象に、絵本や紙芝居の読み聞かせ、パネルシアター、手遊びなどを実施する。

3-3 親子の健康づくり

- **パパとママのマタニティークラス（母親学級・両親学級）** 子ども子育て支援課
妊産婦、配偶者等を対象に、妊娠・出産・産褥期の特徴と健康管理、新生児期の育児等についての講義と実習を行う。また、受講妊婦を対象に歯科健康診査を行う。
- **妊産婦健康診査** 子ども子育て支援課
妊婦の健康管理を助け、妊婦及び乳幼児の死亡率低下、障害発生の予防等を図るために、妊産婦健康診査を実施する。
- **精密健康診査** 子ども子育て支援課
妊婦健康診査、乳幼児健康診査の結果、精密健康診査の必要が認められた妊婦、乳幼児に対して公費負担で精密健康診査を行う。
- **乳幼児健康診査（再掲）** 子ども子育て支援課
身体発育、運動機能、精神発達の状況等を診査し、栄養、歯科、育児等に関する指導を実施する。なお、乳幼児健康診査は、3か月～4か月児、1歳6か月児、2歳児（歯科）、3歳児において実施する。
- **予防接種** 健康推進課
予防接種法に基づく定期予防接種、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に基づく結核検診を実施し、感染症等の予防に努める。
- **乳幼児歯科健康教室(かむかむキッズ)** 子ども子育て支援課
10か月から1歳6か月の乳幼児を対象に、初期のむし歯予防を目的とした食事のポイント、おやつの試食、歯みがき等について講話をを行う。
- **乳幼児歯科相談** 子ども子育て支援課
主に1歳前後～4歳までの乳幼児を対象に、歯科健診や歯みがきの相談を定期的に実施する。
- **保健指導票の交付** 子ども子育て支援課
経済的な理由で医療機関での健康診査を受けることが困難な妊産婦や乳幼児に対して、保健指導票の交付を行う。

3-4 生活全般に関する支援

● 貸賃住宅の供給促進

都市計画課
市民課

市民の多様な住宅需要に対応するため、公的住宅の整備を東京都、東京都住宅供給公社、都市再生機構などの住宅供給主体に要請する。また、都営住宅のパンフレット等の配布及び地元割当ての募集事務を行う。

● 居住支援協議会設立の検討

都市計画課
福祉総務課

住宅セーフティネット法に基づく居住支援協支援の充実のため、国、東京都等の動向も踏まえ、居住支援協議会の設立について検討を行う。

● ひとり親家庭ホームヘルパー派遣事業

子ども子育て支援課

小学校3年生までの児童のいるひとり親家庭を対象に、ホームヘルパーを派遣し、その福祉の向上を図る。

(ひとり親世帯)

● 母子生活支援施設保護

福祉総務課
子ども子育て支援課

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、併せて退所した者について相談その他の援助を行うことにより、福祉の向上を図る。

(ひとり親世帯)

● ひとり親家庭への各種制度の広報・啓発

子ども子育て支援課

ひとり親家庭の生活の安定と、その児童の福祉を図るため、経済的支援策等各種制度について広報・啓発する。

(ひとり親世帯)

● 家計改善支援事業

福祉総務課

家計の状況の把握が難しい方、収入と支払いのバランスがとれていない方、債務や滞納を抱えている方などに対して、自身で家計管理ができるよう相談にのるほか、利用者ごとに個別の計画を作成し、必要に応じて他機関の専門家や社会福祉協議会に支援をつなぐ。

● 養育費の確保に関する支援

市民課

国の「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」等を未成年の子どもがいる離婚届の届出人に配布するなど、養育費確保のための環境整備に努める。

● ケースワーカーによる生活相談・援助

生活福祉課

生活保護受給世帯に対し、生活保護ケースワーカーが相談・援助を行う。
(生活保護世帯)

● 生業扶助（高等学校等就学費、技能修得）

生活福祉課

生計を維持するための小規模な事業に必要となる費用や技能を修得するための費用の援助の一環としての、義務教育ではない高等学校等の就学費用等を援助する。
(生活保護世帯)

● 母子・父子自立支援員による相談・支援

福祉総務課

配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行う。
(ひとり親世帯)

- **ひとり親家庭等生活向上事業（相談支援、家計管理・生活支援講習会等）** 東京都少子社会対策部育成支援課
育児や家事、健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供等を行う。また、家計管理、育児や養育費の取得手続等に関する講習会の開催や個別相談を実施する。
(ひとり親世帯)
- **養育費相談** 東京都ひとり親家庭支援センター はあと
「東京都ひとり親家庭支援センター はあと」において、ひとり親家庭や離婚前の方の養育費の取り決め、受取額の決定や変更、面接交渉の問題などについて相談に応じる。
- **自立支援強化事業** 東京都社会福祉協議会
児童養護施設の入所児童の自立に向けた支援や施設退所後のアフターケアを手厚く行うため自立支援コーディネーターを配置。児童の学習・進学支援のほか、高校中退者など個別対応が必要な児童への生活指導や就労支援。
- **ジョブ・トレーニング事業** 東京都福祉保健局
自立援助ホームの入退所児童の自立に向けた就労定着支援を手厚く行うためのジョブ・トレーナーを配置。就労定着のための支援計画や仕事に応じた作業プログラムの作成、職場訪問等の就労定着支援。
- **養育家庭等自立援助補助事業** 東京都福祉保健局
養育家庭等を満年齢解除となった児童への自立支援の充実を図るため、養育家庭等から元里子への生活相談などの自立に向けた援助に対し、補助を行う。
- **児童養護施設退所者等の就業支援事業** 東京都社会福祉協議会
児童養護施設の退所者等に対し、相談支援、就職活動支援や就職後のフォローアップを行うなど、自立に向けた支援を行う。
- **児童養護施設退所者等に対するすまい確保支援事業** 東京都福祉保健局
児童養護施設等を退所する児童や母子生活支援施設を退所するひとり親世帯に対し、低廉な家賃で物件を提供することを条件に、都内の空きアパート等の改修経費を補助し、すまい確保を支援する。
- **専門機能強化型児童養護施設** 東京都福祉保健局
児童養護施設に精神科医・治療指導担当職員を配置し、「専門的ケア」等を行う専門機能強化型児童養護施設を開設する。
- **乳児院の家庭養育推進事業** 東京都等少子社会対策部育成支援課
乳児院において、虐待等により問題を抱えた乳幼児の心身の回復と保護者の支援体制を強化し、家庭復帰の促進を図るため、精神科医師や治療指導担当職員等を配置して治療的・専門的ケアが実施できる体制を整備する。

第4節 仕事を応援

生活が困窮した状態から抜け出し、子どもの安定した生活環境を確保するためには、保護者の就労による安定的な収入の確保が求められます。子育て世帯の安定的な経済基盤を築く観点から、職を得るため、また所得の増大に資するための就労支援を行い、仕事と両立して安心して子どもを育てられるより良い就労環境の確保や、就職につながる資格・技能情報の収集と提供を行います。

また、経済的に不利な状況に置かれててしまう可能性の高いひとり親家庭に対し、子育てと就業の両立や、就業・転職の支援、一時的な保護など、東京都等の事業との連携による自立支援に努めます。

取組の分野

4-1 保護者の就労支援

4-2 ひとり親家庭の自立支援

関連データ

ひとり親家庭の親の就業率（母子世帯）

（全国）**80.8%** （武藏村山市）**86.6%**

（全国：平成27年国勢調査）（武藏村山市：ひとり親家庭等ニーズ調査 平成30年）

4-1 保護者の就労支援

- ハローワーク求人情報の提供 産業観光課
ハローワーク及び東京しごとセンターとの連携のもと、就職支援情報やパンフレット等の提供を行う。また、東京都労働相談情報センターと連携し、就職・再就職への情報収集を支援する環境整備を行う。
- 資格・技能情報の収集と提供 産業観光課
就職・再就職を支援するために、高齢・障害・求職者雇用支援機構、東京しごとセンター等が実施する能力開発事業、資格取得等の支援事業の周知、案内・紹介を行う。
- 就労準備支援事業 福祉総務課
生活福祉課
利用者ごとに個別の計画を作成し、就労に向けた支援を行う。
- 被保護者就労準備支援事業 生活福祉課
一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する。
(生活保護世帯)
- 就労支援員による就労支援 生活福祉課
就労支援（就業相談、職業の紹介、情報提供、自立に必要な助言）を行う。
(生活保護世帯)
- ハローワークと福祉事務所が一体となった就労支援 生活福祉課
福祉事務所にハローワークの窓口を定期的に設置し、両機関が連携して生活保護受給者等の就労を支援する。
- 生活保護受給世帯に対する被保護者自立促進事業 生活福祉課
就職活動に取り組む生活保護受給者に、就職活動をするための費用を補助する。
(生活保護世帯)
- 就労自立給付金の支給 生活福祉課
生活保護を必要としなくなった者に対して、税・社会保険料等の負担を緩和するため就労自立給付金を支給する。
- 母子家庭の母等に対する職業訓練等 東京都等少子社会対策部育成支援課
母子家庭の母や父子家庭の父を対象に、就職の準備段階としての準備講習と、実際の就職に必要な知識・技能を習得する職業訓練を一体とした「準備講習付き職業訓練」を行う。

4-2 ひとり親家庭の自立支援

- **養育費の確保に関する支援（再掲）** 市民課
国の「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ & A」等を未成年の子どもがいる離婚届の届出人に配布するなど、養育費確保のための環境整備に努める。
- **母子家庭等高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金** 子ども青少年課
母子家庭の母又は父子家庭の父が自立に向けた就業を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、母子家庭等高等職業訓練促進給付金を支給する。
また、養成訓練を修了した場合においては、養成機関への入学時における負担を考慮した高等職業訓練修了支援給付金を支給する。
(ひとり親世帯)
- **母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業** 子ども青少年課
母子家庭の母又は父子家庭の父が就労するために必要な教育訓練を受講した場合、本人が対象教育訓練に支払った費用の60%に相当する額を支給する。
(ひとり親世帯)
- **ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業** 東京都社会福祉協議会
母子家庭の母又は父子家庭の父が就職に有利な教育訓練を受講する場合、受講料の一部を支給する。
- **母子家庭等就業・自立支援センター事業** 東京都ひとり親家庭支援センター はあと
東京都ひとり親家庭支援センターはあとにて、ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）、寡婦及びその関係者に対し、生活相談、養育費相談、離婚前後の法律相談、面会交流支援、相談支援員の為の研修会、情報提供紙「はあと通信」の発行等を行う。
- **母子・父子自立支援プログラム策定事業** 東京都少子社会対策部育成支援課
母子・父子自立支援プログラム策定員が、児童扶養手当受給者（生活保護受給者を除く。）の自立・就労支援のために個々の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、生活保護受給者等就労自立促進事業等を活用し、ハローワークとの連携により支援を行う。
- **ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業** 東京都少子社会対策部育成支援課
高卒認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した際に、受講修了時給付金として、対象講座の受講のために支払った費用の20%を支給する。

第5節 経済的な支援

子育て世帯に対し、保護者の就労状況や健康状態にかかわらず日々の生活を安定させ、不安なく子育てができるよう、出産・育児や教育・保育の利用に係る手当の支給など経済的支援を行います。

また、多子世帯や、障害者（児）のいる家庭など、各々の状況に応じ手当を支給するほか、各種負担の軽減を図り、家庭の経済的安定が図れるよう支援します。

取組の分野

5-1 子育てに関する経済的支援

5-2 家庭の状況に応じた経済的支援等

関連データ

過去1年の食料困窮経験及び衣服が買えない経験

(食料困窮経験) **16.9%** (衣服が買えない経験) **20.9%**

(子どものいる全世帯、「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えたもの)
(生活と支え合いに関する調査（特別集計） 平成29年調査)

本市における過去1年の食料困窮経験及び衣服が買えない経験

小学5年生 (食料困窮経験) **14.6%** (衣服が買えない経験) **17.6%**

中学2年生 (食料困窮経験) **15.2%** (衣服が買えない経験) **22.0%**

(武蔵村山市生活実態調査 s 平成30年度)

5-1 子育てに関する経済的支援

- **児童扶養手当** 子ども青少年課
18歳に到達した年度末までの児童(児童に障害のある場合は20歳未満)を養育しているひとり親家庭の父母(重度の障害がある場合を含む)又は養育者に手当を支給する。
- **児童育成手当** 子ども青少年課
児童の心身の健やかな成長に寄与することを目的に、ひとり親家庭等で18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童や20歳未満で重度の障害のある児童を養育している方に手当を支給する。
- **出産育児一時金** 保険年金課
国民健康保険の被保険者が出産した場合、出産育児一時金を支給する(他の健康保険に加入している場合は、加入している健康保険から支給される。)。
- **児童手当** 子ども青少年課
家庭における生活の安定と次代を担う児童の健全育成及び資質の向上を図るため、中学3年生までの児童を養育している保護者等に手当を支給する。
- **子どもの医療費助成事業** 子ども青少年課
就学前児童の保険診療に係る医療費の自己負担分及び入院時の食事分を助成する。また、6歳に達する日の翌日以後の4月1日から15歳に達する日以後の3月31日までの義務教育就学中の児童の保険診療に係る医療費の一部を助成する。
- **多子世帯に対する国民健康保険税の減免事業** 保険年金課
国民健康保険の18歳未満の被保険者が2人以上いる場合であって、世帯の所得が200万円以下の世帯の場合に第2子に係る国民健康保険税の均等割額を半額に、第3子以降に係る均等割額を免除する(令和3年度まで。)。
- **保育所等利用多子世帯負担軽減事業** 子ども青少年課
子どもを2人以上もつ世帯が保育所等を利用した際に、第2子の保育料を第1子の半額に、第3子を無償にすることにより、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備する。
- **認可外保育施設利用支援事業補助金** 子ども青少年課
認可外保育施設の利用者に対して保育料の一部の補助を行う。

5-2 家庭の状況に応じた経済的支援等

● ひとり親家庭医療費助成事業	子ども青少年課
ひとり親家庭等に対して、医療費の一部を助成し、保護者の負担軽減と保健の向上等を図る。	
● 生活保護法による各種扶助	生活福祉課
生活保護法による各種扶助を行う。 (生活保護世帯)	
● 住居確保給付金の支給	福祉総務課 生活福祉課
離職により住居を失った（失うおそれがある）方で、就労能力と就労意欲のある方に3か月を限度（一定条件により延長可）として住居確保給付金を支給する。	
● 母子及び父子福祉資金の貸付	子ども子育て支援課
20歳未満の子ども等を扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父等を対象に資金の貸付けを行う。	
● 女性福祉資金の貸付	子ども子育て支援課
配偶者のいない女性を対象に資金の貸付けを行う。	
○ 生活福祉資金貸付制度	東京都社会福祉協議会
所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、無利子又は低利子で資金の貸付けを行う。	
○ 自立生活スタート支援事業（技能習得資金貸付等）	東京都社会福祉協議会
児童養護施設等の利用者の退所後の自立生活の支援を行うことを目的に、施設等と連携して相談援助を行うとともに必要な資金の貸付けを行う。	
○ 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（資格取得支援費等）	東京都社会福祉協議会
児童養護施設等に入所中、又は里親等へ委託中、及び児童養護施設等を退所、又は里親等への委託が解除された方に自立支援資金を貸付ける。	
○ 自立援助促進事業	東京都社会福祉協議会
母子生活支援施設や婦人保護施設等を退所し、就職や進学をする際、又はアパートなどへ入居する際に、他の援助に期待できない場合に、施設長が身元保証や連帯保証を行う。	

第6節 社会全体で応援

相対的な貧困等による問題は一見しただけでは把握しにくく、地域に根差した市民活動等による「気付き」や、行政によるいわゆる「公助」の仕組みだけではない「地域ぐるみ」の支え合いが重要です。より地域の実情に即した支え合いを実現するため、各地域で活躍する市民活動についての周知や、団体への支援を通じて地域での支え合いの普及拡大を図るとともに、民生・児童委員の活動を支援します。

また、本市を中心に活動する市民活動団体・企業の情報を分かりやすく伝えること、就学後の子どもへの支援について早期から周知することなどを目的に、市民への啓発活動に取り組みます。

取組の分野

6-1 市民活動への支援

6-2 市民への啓発活動

関連データ

就学援助制度に関する周知状況

(入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)

65.6%

(平成29年度：文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ)

本市における就学援助制度に関する案内の配布状況

100%

(就学児健診や入学時及び毎年度の進級時に小学生・中学生全員に案内を配布)

(教育総務課)

6-1 市民活動への支援

- 武蔵村山市ボランティア・市民活動センター「ほほえみ」 協働推進課
ボランティアの登録・要請、NPO設立の相談、助成金の案内、各種講座の開催など、ボランティア・市民活動の総合的な支援を行う。
- 市民活動補償制度 協働推進課
本市に活動の拠点を置く市民活動団体が、公益的な活動中に不測の事故により市民活動の従事者や第三者に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負うことになった場合や、市民活動の従事者が負傷した場合に補償する。
- 民生・児童委員活動支援 福祉総務課
各地域で住民の支援や相談に応ずるなどの民生・児童委員の活動を支援する。
- 子ども食堂推進事業（再掲） 子ども子育て支援課
地域住民が主体となる子ども食堂の運営に補助金を交付し、子どもの孤食を防ぎ、中学校卒業後までの子どもが安心して過ごせる居場所づくりを支援する。

6-2 市民への啓発活動

- 武蔵村山市市民活動ナビ 協働推進課
「ボランティアやNPOを活用したい」「興味のある分野の団体に参加したい」「ほかの団体と協力や連携したい」等の際に活用できるよう、本市を中心に活動する市民活動団体・企業を紹介する「市民活動ナビ」を作成し、市内公共施設での製本版配布、ホームページでの公開を行う。
- 就学援助制度の周知 教育総務課
就学援助制度の周知を図るために、全ての小学生及び中学生に対して就学援助制度についての案内を配布する。
- 子どもの貧困問題啓発パンフレット 福祉総務課
子どもの貧困が地域の身近な問題であることを理解してもらい、社会全体で子どもを育てる機運を醸成するための啓発パンフレットを作成する。
- 子どもの貧困問題に関する理解促進 福祉総務課
子どもの貧困問題や、調査結果などに見る本市の状況を地域の人々に伝える講演会を開催し、子どもの貧困問題に関する市民の理解促進を図る。

第7節 主たる対象別の施策一覧

	基本目標1 支援につなげる	基本目標2 子どもの学びを応援	基本目標3 生活を応援
全ての子ども・家庭	● ● ● ● ● ● 市民子育て世帯ごと相談窓口の支援事業 (26) ● 子ども語版の事業 (26) ● こども外語の事業 (26) ● こども相談室 (26) ● 市民なやみごと支援事業 (26) ● 世代間連携強化 (26)	● 地域未来塾 (30) ● 教育相談室 (28) ● スクールカウンセラーの配置 (28) ● 私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金 (29) ● 確かな学力、豊かな心や健やかな体の育成 (28) ● 特別支援学級 (28) ● 特別支援教室 (28)	● 放課後児童健全育成事業 (学童クラブ) (34) ● 放課後子供教室の充実 (30) ● 一体型の学童クラブ及び放課後子供教室の設置 (34) ● 学童クラブと放課後子供教室の連携等 (34) ● 児童館の充実 (34) ● 子どもカフェ事業 (33) ● 賃貸住宅の供給促進 (36)
生活保護世帯	● ● ● ● ● ● ● 子育て応援アドバイジング事業 (26) ● 保育園の運用及び妊産婦の支援事業 (25) ● ハウスアーバン化 (25) ● グループホームの運営 (25) ● 子ども家庭支援センター (25) ● 子育て応援ガイドへの訪問指導推進連絡会 (26)	● 地域未来塾 (再掲) (30) ● 教育相談室 (再掲) (28) ● スクールカウンセラーの配置 (再掲) (28) ● 就学援助費支給事務 (29) ● 奨学資金 (29) ● 生活保護受給世帯に対する健全育成事業 (29) ● 生活保護受給世帯に対する被保護者自立促進事業 (29) ● 教育扶助 (基準額、教材代、学習支援等) (29) ○ 教育支援資金の貸付 (生活福祉資金制度) (29)	● 保健指導票の交付 (35) ● 賃貸住宅の供給促進 (再掲) (36) ● 家計改善支援事業 (36) ● ケースワーカーによる生活相談・援助 (36) ● 生業扶助 (高等学校等就学費、技能修得) (36)
生活困窮者世帯	● ● ● ● ● ● ● 子育てセンター (地域子育て支援拠点) (25) ● 多文化共生推進事業協力員制度 (25)	● 地域未来塾 (再掲) (30) ● 教育相談室 (再掲) (28) ● スクールカウンセラーの配置 (再掲) (28) ● 就学援助費支給事務 (再掲) (29) ● 奨学資金 (再掲) (29) ○ 受験生チャレンジ支援貸付 (29) ○ 教育支援資金の貸付 (生活福祉資金制度) (再掲) (29)	● 保健指導票の交付 (再掲) (35) ● 賃貸住宅の供給促進 (再掲) (36) ● 家計改善支援事業 (36)
ひとり親世帯	● ● ● ● ● ● ● 子育て支援拠点 (25)	● 地域未来塾 (再掲) (30) ● 教育相談室 (再掲) (28) ● スクールカウンセラーの配置 (再掲) (28) ● 就学援助費支給事務 (再掲) (29) ● 奨学資金 (再掲) (29) ● 母子・父子福祉資金による高校・大学等への修学資金貸付 (29) ○ ひとり親家庭等生活向上事業 (子供の生活及び学習支援 (塾 及び家庭教師派遣)) (29)	● ひとり親家庭ホームヘルパー派遣事業 (36) ● 母子生活支援施設保護 (36) ● ひとり親家庭への各種制度の広報・啓発 (36) ● 保健指導票の交付 (再掲) (35) ● 賃貸住宅の供給促進 (再掲) (36) ● 家計改善支援事業 (36) ● 養育費の確保に関する支援 (36) ● 母子・父子自立支援員による相談・支援 (36) ○ ひとり親家庭等生活向上事業 (相談支援、家計管理・生活支援講習会等) (37) ○ 養育費相談 (37)
社会的養護の下で生活する子ども		○ 児童養護施設における学習・進学支援等 (30) ○ 自立生活スタート支援事業(就学支度資金貸付) (30)	○ 自立支援強化事業 (37) ○ ジョブ・トレーニング事業 (37) ○ 養育家庭等自立援助補助事業 (37) ○ 児童養護施設退所者等の就業支援事業 (37) ○ 児童養護施設退所者等に対するすまい確保支援事業 (37) ○ 専門機能強化型児童養護施設 (37) ○ 乳児院の家庭養育推進事業 (37)
	基本目標1 支援をつなぐ	● 子どもの貧困対策推進連絡会 (26)	

基本目標4 仕事を応援	基本目標5 経済的な支援	基本目標6 社会全体で応援
●ハローワーク求人情報の提供（39） ●資格・技能情報の収集と提供（39）	●出産育児一時金（42） ●児童手当（42） ●子どもの医療費助成事業（42） ●多子世帯に対する国民健康保険税の減免事業（42） ●保育所等利用多子世帯負担軽減事業（42） ●認可外保育施設利用支援事業補助金（42）	●●●●武藏村山市市民活動ナビ（45） ●●●●就学援助制度（45） ●●●●子どもの貧困問題啓発パンフレット（45） ●●●●子どもの貧困問題に関する理解促進（45） ●●●●子ども食堂推進事業（45） ●●●●「ほほえみ」（再掲）（45） ●●●●市民活動補償制度（45）
●ハローワーク求人情報の提供（再掲）（39） ●資格・技能情報の収集と提供（再掲）（39） ●被保護者就労準備支援事業（39） ●就労支援員による就労支援（39） ●ハローワークと福祉事務所が一体となった就労支援（39） ●生活保護受給世帯に対する被保護者自立促進事業（39） ●就労自立給付金の支給（39） ○母子家庭の母等に対する職業訓練等（39）	●生活保護法による各種扶助（43） ○生活福祉資金貸付制度（43）	
●ハローワーク求人情報の提供（再掲）（39） ●資格・技能情報の収集と提供（再掲）（39） ●就労準備支援事業（39） ○ハローワークと福祉事務所が一体となった就労支援（再掲）（39） ○母子家庭の母等に対する職業訓練等（再掲）（39）	●住居確保給付金の支給（43） ○生活福祉資金貸付制度（再掲）（43）	
●ハローワーク求人情報の提供（再掲）（39） ●資格・技能情報の収集と提供（再掲）（39） ●母子家庭等高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金（40） ●母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業（40） ○ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（40） ○母子家庭等就業・自立支援センター事業（40） ○母子・父子自立支援プログラム策定事業（40） ○ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（40）	●児童扶養手当（42） ●児童育成手当（42） ●ひとり親家庭医療費助成事業（43） ●母子及び父子福祉資金の貸付（43） ●女性福祉資金の貸付（43） ○生活福祉資金貸付制度（再掲）（43）	
	○自立生活スタート支援事業（技能習得資金貸付等）（43） ○児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（資格取得支援費等）（43） ○自立援助促進事業（43）	

() 内は施策掲載ページ（初出） ●=武藏村山市の事業（国・東京都等との連携含む） ○=東京都等における事業

第5章 応援プランの推進

第1節 応援プランの推進

この応援プランの取組は、児童福祉のみならず、保健、医療、教育、まちづくりなどの広範囲にわたることから、全庁をあげて施策を推進していきます。

また、社会全体で子どもの貧困対策に取り組むために、家庭、地域、学校、企業、関係団体等がこの応援プランの基本理念を共有し、それぞれが主体的な取組と協働を行えるよう、内容の広報・啓発に努めます。

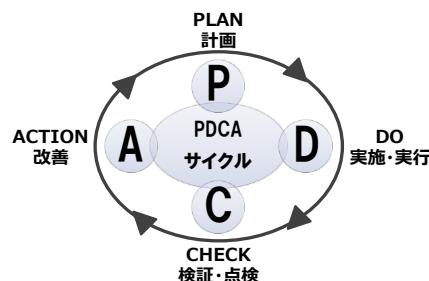
本市の所管によらない関係機関とも連携を強化し、施策に関する問題やニーズを把握しながら施策の実施に反映していきます。

第2節 国・東京都等との連携

本市は、市民に最も近い行政として、子どもやその家庭のニーズ、置かれている状況を把握するよう努め、国や東京都等の取組を十分に活用するよう図ります。また国や東京都に対し、施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うよう努めます。

第3節 進捗状況の確認と推進

この応援プランは、令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5年間を計画期間とするのですが、計画期間中においても、PDCAサイクルによる進捗の確認と見直しを含めて、子どもの貧困対策推進連絡会を活用した計画推進を図ります。社会情勢や国の施策動向など時代の変化に対応するため、特に関連性の高い「武蔵村山市第二期子ども・子育て支援事業計画」の実施状況とも整合性を確保しつつ改善・推進を図ります。



資料編

1 生活実態調査の結果概要

1 調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、全ての子どもが生まれ育った環境に左右されず夢と希望を持って成長していくよう、本計画の策定に向けて子どもの生活状況や保護者と子どもとの関わり、家庭の状況などについて実態を把握することを目的に実施したものです。

(2) 調査の方法

○調査対象：市内在住で公立学校に通う小学5年生及び中学2年生の子ども本人とその保護者

○調査対象数：1,489世帯

	子ども票	保護者票
小学5年生	800票	800票
中学2年生	689票	689票
計	1,489票	1,489票

○調査方法：学校を通じ配付・回収

○調査期間：平成30年10月2日（火）～10月15日（月）

(3) 有効回答数（有効回答率）

		子ども票	保護者票
小学5年生	有効回答数	650票	646票
	回答率	81.3%	80.8%
中学2年生	有効回答数	542票	539票
	回答率	78.7%	78.2%
計	有効回答数	1,192票	1,185票
	回答率	80.1%	78.9%

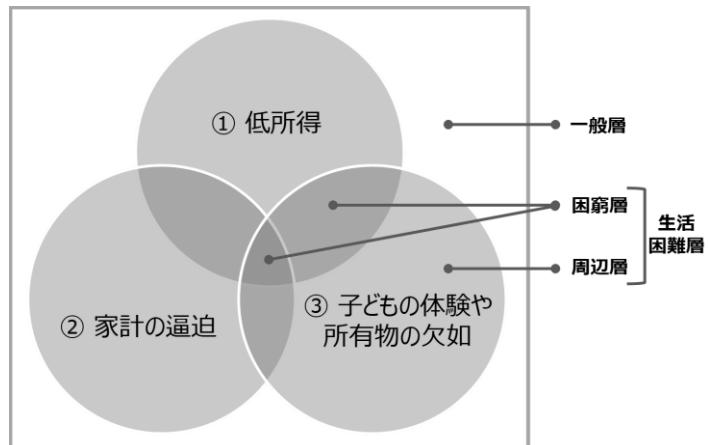
(4) 本調査における「生活困難」の取り扱いについて

本調査では、「生活困難層」等を以下の3つの要素に基づいて分類しています。

①低所得	③子どもの体験や所有物の欠如
等価世帯所得が厚生労働省「平成29年国民生活基礎調査」から算出される基準未満の世帯 ＜低所得基準＞ 世帯所得の中央値 442万円 ÷ √平均世帯人数（2.47人）×50% = 140.6万円	子どもの体験や所有物などに関する次の15項目のうち、 <u>経済的な理由</u> で、欠如している項目が3つ以上該当 1 海水浴に行く 2 博物館・科学館・美術館などに行く 3 キャンプやバーベキューに行く 4 スポーツ観戦や劇場に行く 5 遊園地やテーマパークに行く 6 毎月お小遣いを渡す 7 毎年新しい洋服・靴を買う 8 習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる 9 学習塾に通わせる（または家庭教師に来てもらう） 10 お誕生日のお祝いをする 11 1年に1回くらい家族旅行に行く 12 クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる 13 子どもの年齢に合った本 14 子ども用のスポーツ用品・おもちゃ 15 子どもが自宅で宿題をすることができる場所
②家計の逼迫	
経済的な理由で、公共料金や家賃を支払えなかった経験や食料・衣類を買えなかつた経験などの7項目のうち、1つ以上に該当 1 電話料金 2 電気料金 3 ガス料金 4 水道料金 5 家賃 6 家族が必要とする食料が買えなかつた 7 家族が必要とする衣類が買えなかつた	

◆生活困難層（困窮層・周辺層）、一般層

生活困難層	困窮層 + 周辺層
困窮層	2つ以上の要素に該当
周辺層	いずれか1つの要素に該当
一般層	いずれの要素にも該当しない



2 基本的属性

(1) 世帯タイプ別の生活困難度

世帯タイプ別に生活困難度をみると、「困窮層」「周辺層」の割合は二世代・三世代のいずれもひとり親家庭の方で高くなっています。厚生労働省「国民生活基礎調査」で、大人が一人の世帯では勤労世代であっても高い割合で貧困状態にあることが報告されていますが、本市も同様の傾向にあります。

● 世帯タイプ別生活困難層の内訳（東京都との比較）

区分	年齢層	ふたり親 (二世代)	ふたり親 (三世代)	ひとり親 (二世代)	ひとり親 (三世代)
サンプル数	小学5年生	498	55	68	15
	中学2年生	387	42	83	21
生活困難層	困窮層	4.9% (4.0%)	5.7% (8.3%)	29.3% (12.7%)	10.0% (10.7%)
		9.9% (5.2%)	7.4% (3.9%)	29.1% (16.3%)	25.0% (22.0%)
	周辺層	11.0% (13.1%)	8.6% (17.8%)	29.3% (20.2%)	20.0% (38.2%)
		9.5% (12.7%)	18.5% (14.1%)	34.5% (22.9%)	43.8% (30.5%)
一般層	小学5年生	84.1% (82.9%)	85.7% (73.9%)	41.5% (67.1%)	70.0% (51.1%)
	中学2年生	80.6% (82.1%)	74.1% (82.0%)	36.4% (60.8%)	31.3% (47.5%)

※サンプル数とは、生活困難度が判定できた数。

※端数処理の関係で、合計が100%とならない場合がある。

※（ ）内の数値は東京都の調査結果。

本市では、ひとり親（二世代）の困窮層の割合が東京都よりも高くなっています。

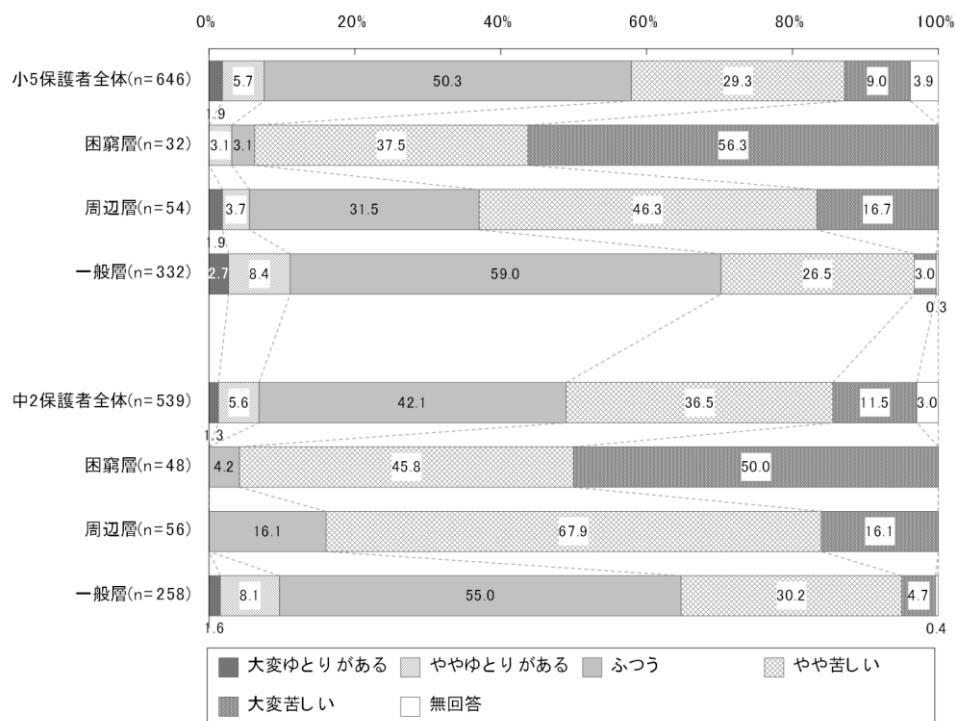
3 暮らし・生活環境

(1) 主観的な暮らし向き

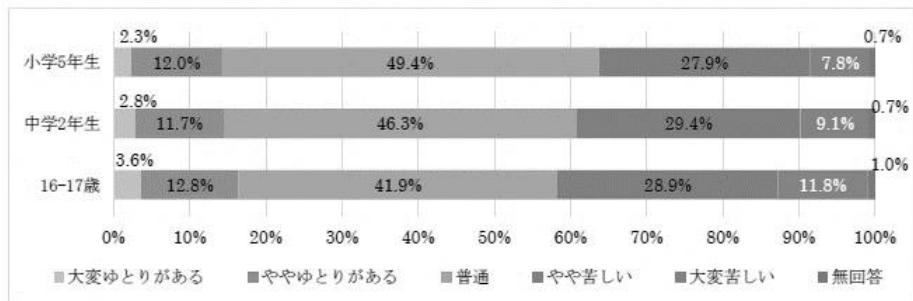
現在の暮らし向きについて、「やや苦しい」「大変苦しい」を合わせた『苦しい』の割合は、小学5年生では38.3%、中学2年生では48.0%となっています。

東京都調査での『苦しい』の割合は小学5年生では35.7%、中学2年生では38.5%となっています。

● 現在の暮らしの状況



● 現在の暮らしの状況（東京都）

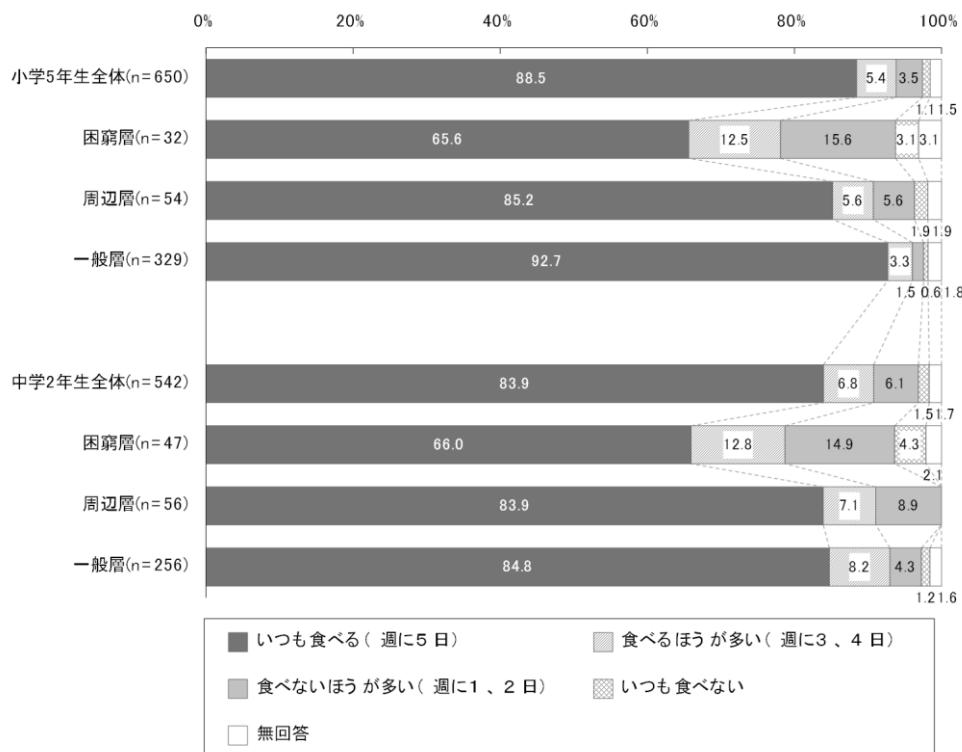


本市では、子どもの年齢が高い家庭で主観的な暮らし向きが悪くなる傾向がみられます。

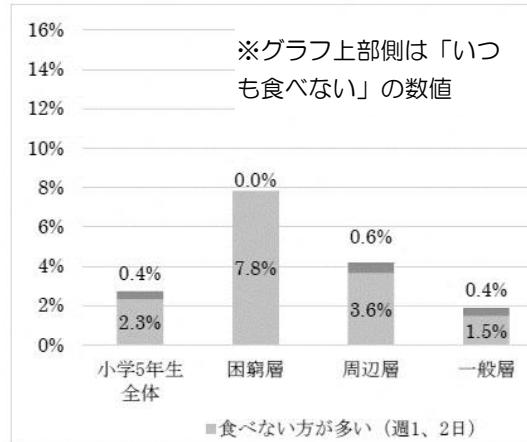
(2) 朝食の摂取状況

中学2年生の1.5%が朝食を「いつも食べない」、6.1%が「食べないほうが多い（週1、2日）」。困窮層で「いつも食べない」は小学5年生が3.5%、中学2年生が4.3%、「食べないほうが多い（週1、2日）」は小学5年生で15.6%、中学2年生で14.9%となっています。東京都調査では、小学5年生の困窮層で「食べないほうが多い（週1、2日）」が7.8%（いつも食べないは0.0%）となっています。

● 平日（学校に行く日）に朝食を食べる頻度



● 平日に朝食を食べる頻度（東京都）

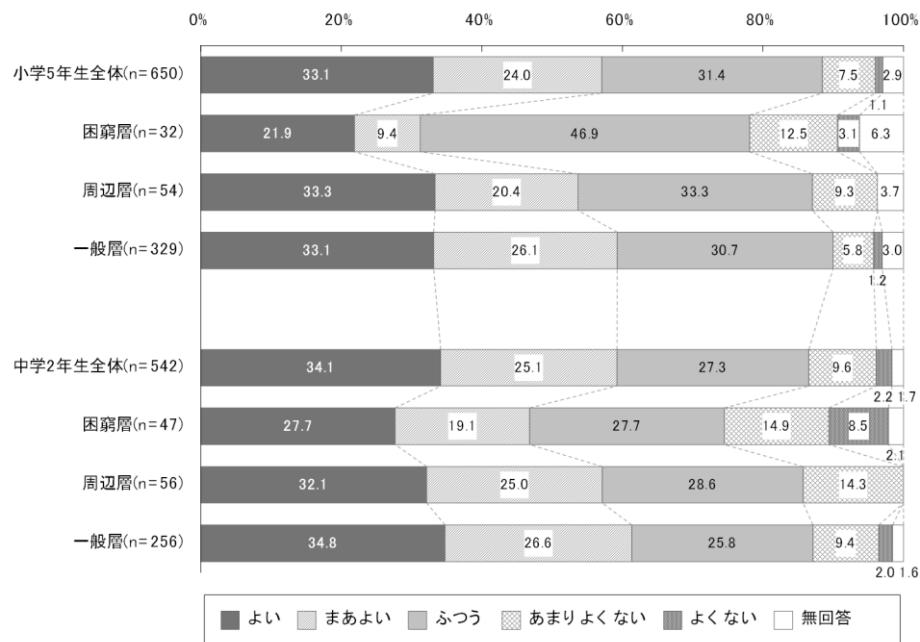


子どもの成長と健康に重要な役割をはたす朝食が、困窮層では小学5年生という大事な時期にとられていない状況がみられ、生活環境の改善が課題と考えられます。

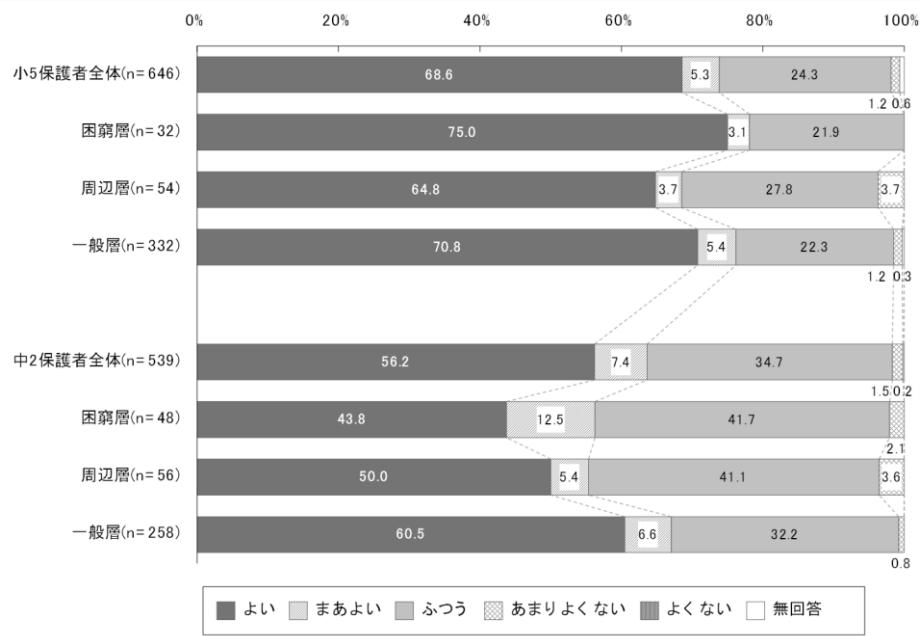
(3) 健康状態

子どもの主観的健康状態は、困窮層ほど「よい」と「まあよい」を合わせた『よい』の割合が低くなっています。保護者からみた子どもの健康状態では、中学2年生の「よい」において生活困難度との相関がみられるものの、小学5年生では相関がみられません。

● 子どもの主観的健康状態



● 保護者からみた子どもの健康状態



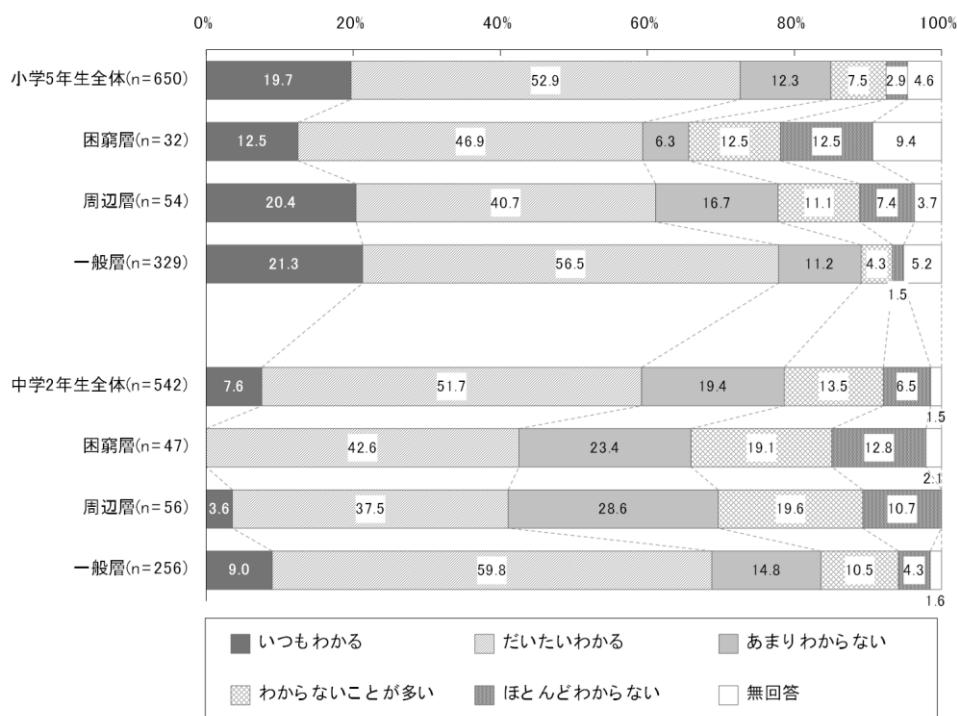
全ての子どもに対してはもちろんのこと、生活困難な家庭の子どもに対する健康を保つための支援が重要と考えられます。

4 教育・学習・学習環境

(1) 授業の理解度

小学5年生の72.6%が学校の授業を「いつもわかる」「だいたいわかる」としていますが、「わからないことが多い」「ほとんどわからない」を合わせた『わからない』の割合は、困窮層で25.0%、周辺層で18.5%、一般層で5.8%と困窮層で高くなっています。中学2年生では『わからない』の割合が困窮層で31.9%、周辺層で30.3%、一般層で14.8%と、いずれの年齢層でも困窮層で分からぬ割合が高くなっています。

● 授業の理解度

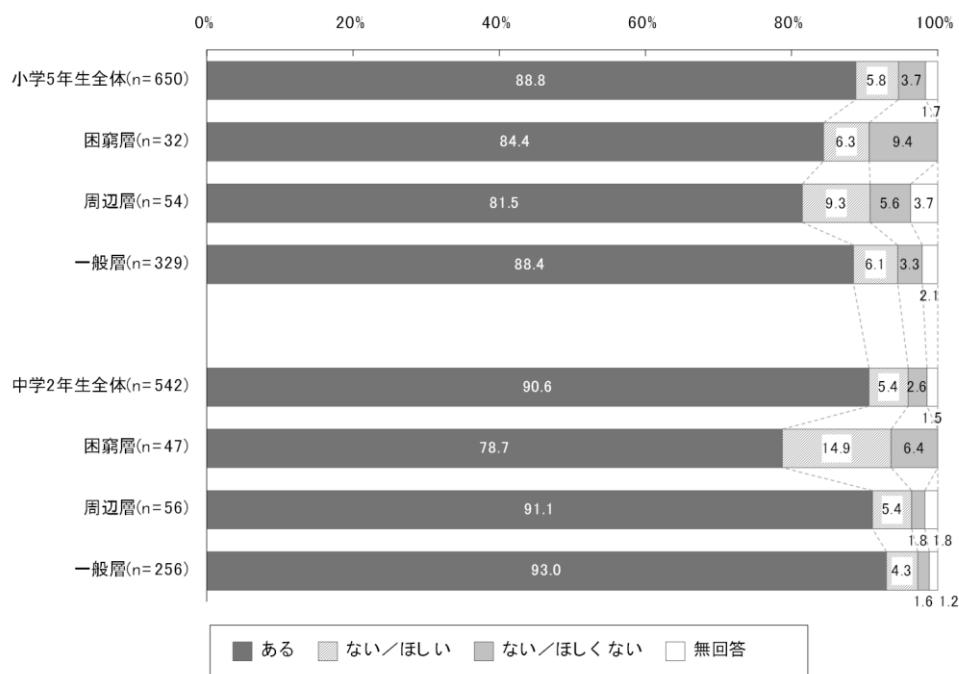


生活困難層では学校の授業の理解度が低くなる傾向がみられます。別の設問「授業がわからなくなったり時期」では、小学5年生の授業が分からぬ子どもの50.9%が、小学3年生までに分からなくなったりと回答し、中学2年生の授業が分からぬ子どもの48.1%が中学1年生のころに分からなくなったりと回答しています。

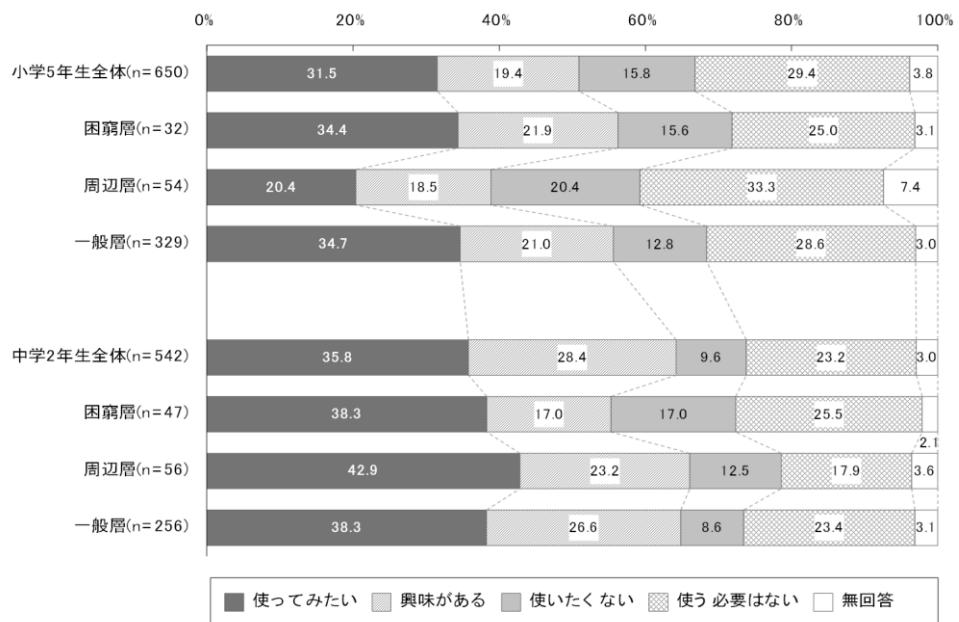
(2) 勉強をする場所

小学5年生、中学2年生の約6%が「自宅で宿題(勉強)をすることができる場所」が「ない/ほしい」としています。困窮層では小学5年生で6.3%ですが、中学2年生で14.9%となっています。一方、家で勉強できないとき、静かに勉強ができる場所について、「使ってみたい」の割合は、小学5年生の困窮層で34.4%、周辺層で20.4%、一般層で34.7%、中学2年生の困窮層で38.3%、周辺層で42.9%、一般層で38.3%となっています。

● 自宅で宿題をすることができる場所の有無



● 家で勉強できないとき、静かに勉強ができる場所の利用希望



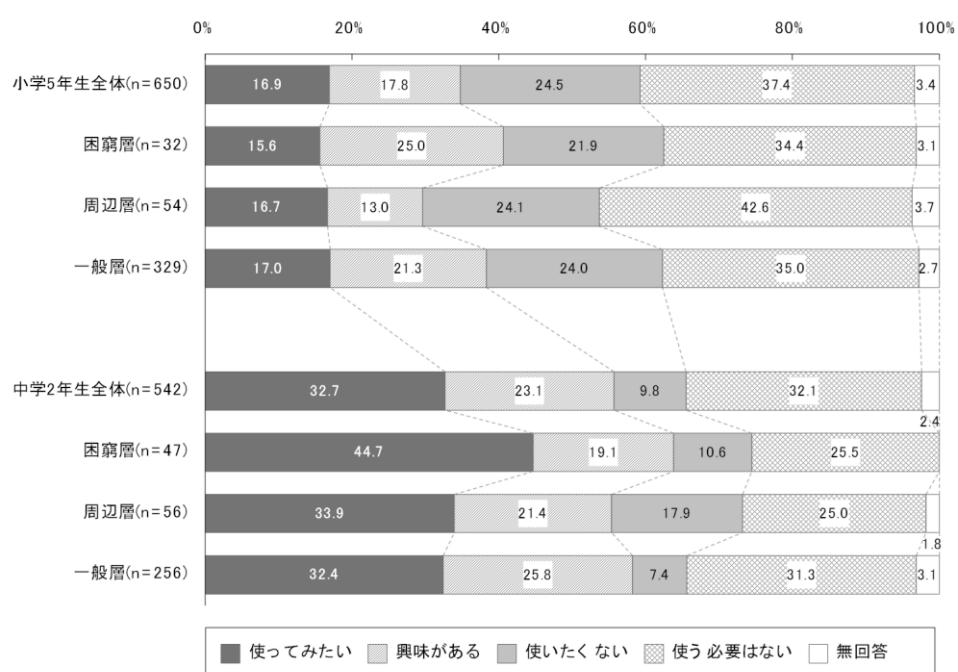
中学2年生の困窮層では自宅での勉強がしにくい状況が一部にみられます。「家で勉強できないとき、静かに勉強ができる場所」について、子ども自身の利用意向（興味）は高くなっています。学校や、学校以外での学習の支援が望まれ、年齢的には小学校低学年からの支援も視野に入れる必要があると考えられます。

5 求められる支援やサービス

(1) 子どもの居場所

居場所事業について、中学2年生の約3割が、「(家以外で) 平日の放課後に夜まで安心していることができる場所」「(家以外で) 休日にいることができる場所」を「使ってみたい」としています。中学2年生の困窮層は一般層と比べて「使ってみたい」「興味がある」とする子どもの割合がより高くなっています。

● (家以外で) 平日の放課後に夜までいることができる場所の利用希望



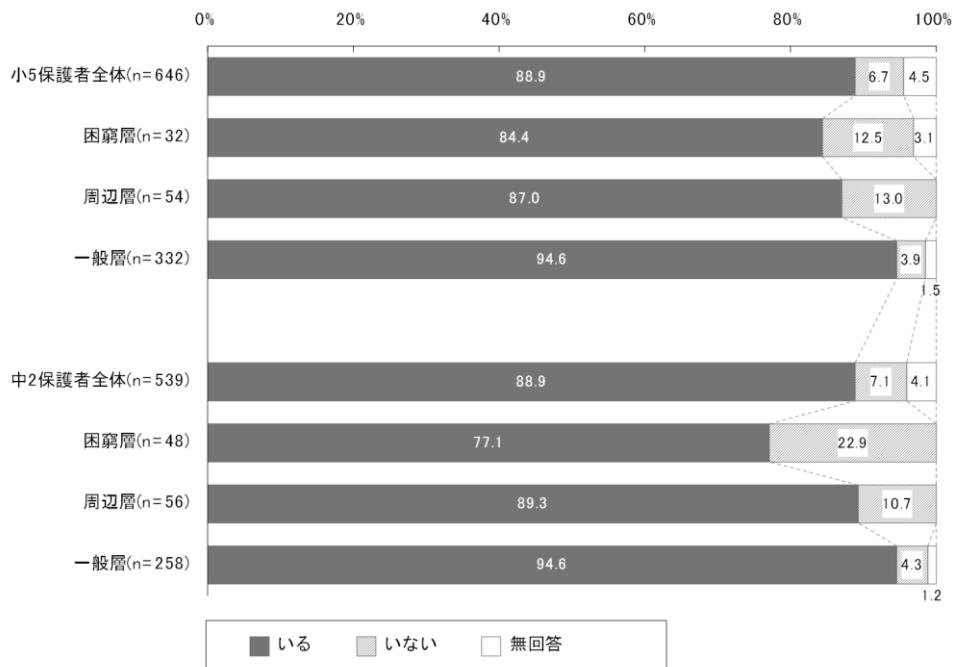
小学生よりも中学生のほうが平日の放課後や休日の居場所を求めていました。別の設問「家の人がいないとき、夕ごはんをみんなで食べることができる場所」では、中学2年生の困窮層で利用希望が高くなっていました。

前述の、困窮層の割合、朝食の摂取、授業の理解度などでも、子どもの年齢が高いほうが状況が悪くなる傾向にあり、小学校卒業後の環境変化に対応した支援の形を検討する必要があると考えられます。

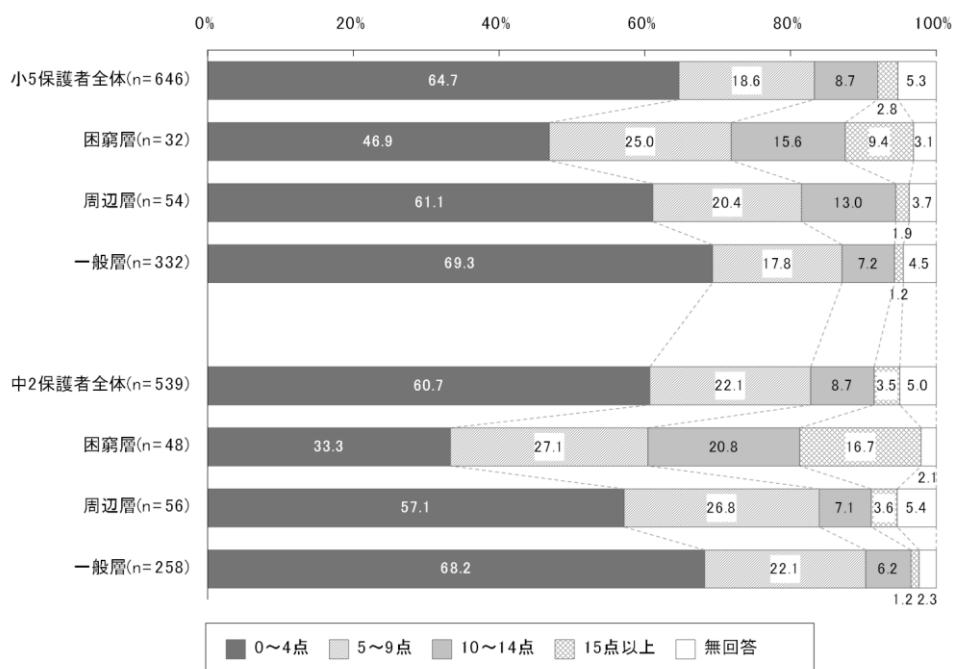
(2) 保護者の相談先・抑うつ傾向

困ったときに相談する相手について、小学5年生の保護者の6.7%、中学2年生の保護者の7.1%が「いない」と回答しており、この割合は中学2年生の困窮層で22.9%と高くなっています。また、保護者の抑うつ傾向は小学5年生・中学2年生の保護者とともに困窮層で高くなっています。

● 保護者の、困ったときや悩みがあるときの相談相手の有無

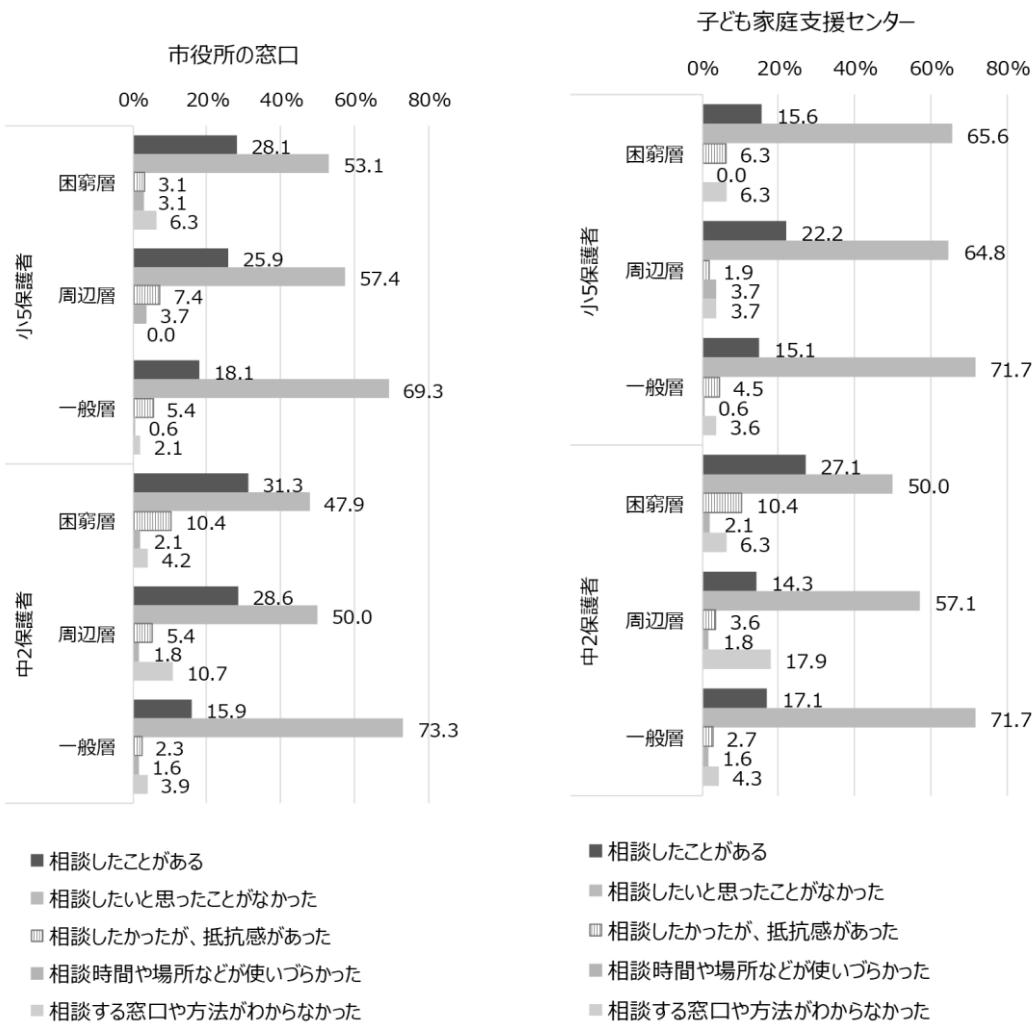


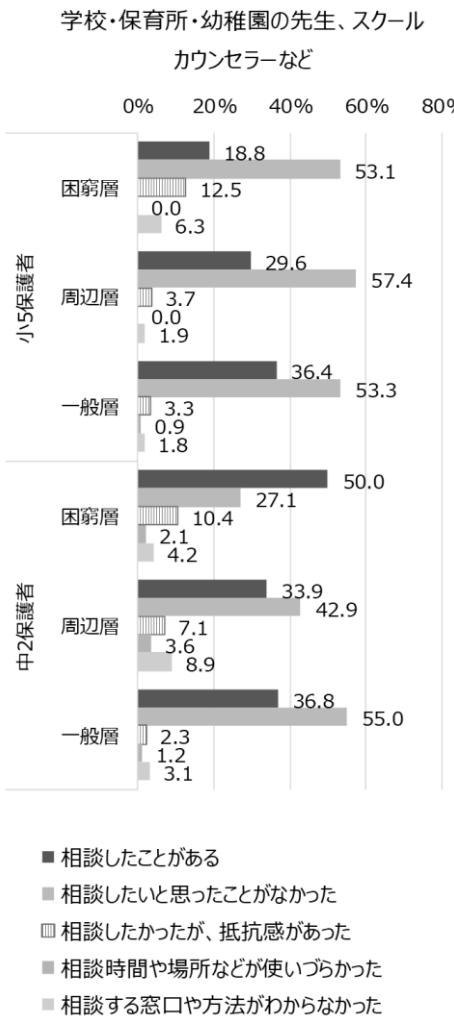
● 保護者の抑うつ傾向



(3) 公的機関への相談状況

公的に設けられている相談先への相談状況では、いずれの相談先でも一定の「相談したかったが、抵抗感があった」がみられ、「子ども家庭支援センター」と「学校・保育所・幼稚園の先生、スクールカウンセラーなど」では困窮層においてその割合が他の層よりも高くなっています。





子どもへの直接的な支援と併せて、保護者の悩みや相談を受け止められる窓口・サービスの充実が必要と考えられます。その際、相談のしやすさや抵抗感を低減させるような工夫も重要なと思われます。

(4) サービスの周知

支援サービスの利用状況では、「子育て短期支援事業（ショートステイ）」「子ども食堂（子どもカフェ）」「フードバンクによる食料支援」について、知らないため利用されていない割合が高く約3割となっており、困窮層は一般層に比べて各支援サービスについて非認知による不利用率が高い傾向にあります。

支援やサービスが設けられているにも関わらず、それを必要とする層に対して支援が届いていない可能性があります。支援が必要な子どもと家庭に適切に支援が行きわたるような周知方法と提供体制が重要と考えられます。

2 ひとり親家庭等ニーズ調査の結果概要

1 調査の概要

(1) 調査の目的

ひとり親家庭への支援など、本市の子どもに関する計画づくりの参考とするため、ひとり親家庭等の生活状況やニーズの把握を目的として調査を実施したものです。

(2) 調査の方法

- 調査対象者：平成30年9月時点で児童育成手当受給資格をお持ちの方
- 調査方法：郵送配布・郵送回収
- 調査期間：平成30年10月19日（金）～11月9日（金）

(3) 回収状況

発送数	1,107件
回収数	348件
回収率	31.4%

2 結果の概要

(1) 回答者の状況

■ ひとり親となった理由は、8割弱が「離婚」

ひとり親となった理由は、母子世帯で79.5%、父子世帯で78.6%が「離婚」となっています。「離婚」に続く理由をみると、母子世帯では「未婚」、父子世帯では「死別」が多くなっています。

	回答数 (人)	離婚	死別	未婚	その他	無回答
全体	348	73.6	8.3	9.5	2.0	6.6
母子世帯	292	79.5	7.5	11.3	0.3	1.4
父子世帯	28	78.6	21.4	0.0	0.0	0.0

※網掛けは横軸の上位2位（無回答除く）。

■ ひとり親家庭の約 84%は「母子家庭」

回答数348世帯のうち、母子世帯が292世帯(83.9%)、父子世帯が28世帯(8.0%)、配偶者に障害がある世帯が11世帯、養育者世帯が7世帯となっています。

■ 母子世帯及び父子世帯ともに40代が最も多い

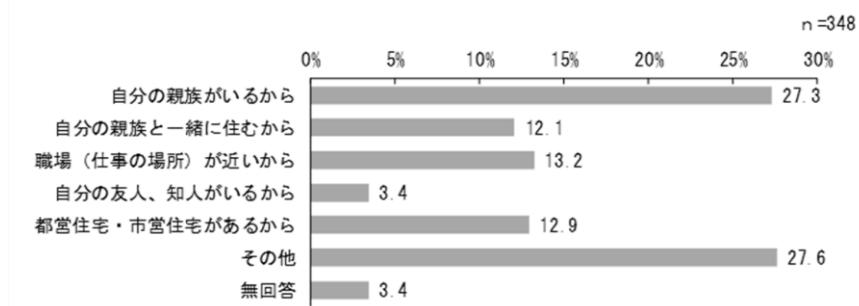
「母子世帯」「父子世帯」とも「40代」が最も多くなっており、「40代」及び「50代」の割合は「父子世帯」の方が「母子世帯」よりも高く、全体に父子世帯の方が保護者の年齢が高くなっています。

	回答数(人)	10代	20代	30代	40代	50代以上	無回答
全体	348	0.3	10.1	29.3	45.7	13.2	1.4
母子世帯	292	0.3	12.0	30.8	45.2	11.3	0.3
父子世帯	28	0.0	0.0	21.4	60.7	17.9	0.0
養育者世帯	7	0.0	0.0	14.3	14.3	71.4	0.0
配偶者に障害がある世帯	11	0.0	0.0	27.3	45.5	27.3	0.0

※網掛けは横軸の上位2位（母子・父子世帯のみ、無回答除く）。

■ 本市での居住の理由では「親族」の存在が大きい

本市への居住理由では「自分の親族がいるから」が27.3%、「自分の親族と一緒に住むから」が12.1%で、合わせて39.4%が親族の存在を居住理由にあげています。



(2) 家族構成

■ 12歳未満の子どもを養育している家庭が多い

養育している子どもは、母子世帯では、小学生（1～3年及び4～6年）が45.5%で最も多く、小学校入学前を合わせると70.5%となり約7割を占めています。父子世帯では、小学生（1～3年及び4～6年）が60.7%で最も多く、小学校入学前を合わせると、67.8%となっています。12歳未満の子どもを養育している家庭が多いことが分かります。

	回答数 (人)	小学校入 学前	小学 1～3年	小学 4～6年	中学生	高校生	大学・ 短大等	進学せざ りに働いて いる	その他	無回答
全体	348	23.9	19.3	29.0	32.5	31.6	3.4	2.3	2.0	2.3
母子世帯	292	25.0	17.1	28.4	33.6	33.6	3.4	2.7	2.4	1.4
父子世帯	28	7.1	32.1	28.6	35.7	28.6	7.1	0.0	0.0	0.0
養育者世帯	7	14.3	28.6	42.9	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
配偶者に障害がある世帯	11	45.5	18.2	27.3	36.4	27.3	0.0	0.0	0.0	0.0

※網掛けは横軸の上位2位（母子・父子世帯のみ、無回答除く）。

■ 母子世帯の3割以上が親と同居

回答者本人（保護者）の親との同居の状況は、「母子世帯」で32.8%、父子世帯で21.4%が同居世帯となっています。

■ ひとり親になった時期と同じ時期に本市へ転入した人の割合の平均が高い

ひとり親になった時期と本市へ転入した時期が同時期である人の割合の平均が20.2%と高くなっています。ひとり親になってから本市へ転入した人の割合の平均は8.6%となっており、本市に居住してからひとり親になった人の割合の平均は12.4%となっています。別の設問で、本市への居住理由として、親族がいることが最も多かったことから、ひとり親になるとほぼ同じ時期に、親族を頼って転入してきた可能性が考えられます。



(3) 養育費と面会交流

■ 養育費が支払われている人は約2割、取り決めをしていない人は約4割

養育費の受け取りについて、「支払われている（定期的 18.3%、不定期 1.7%）」が 20.0%で、「取り決めをしていない」が 38.8%となっています。

■ 母子世帯の7割以上が面会交流の取り決めをしていない

面会交流の取り決めの有無については、「していない」が 70.2%と最も多くなっており、母子世帯では 71.3%、父子世帯では 59.1%となっています。

(4) 住居の状況

■ 母子世帯では賃貸住宅の居住が多く、父子世帯では自分の持ち家が多い

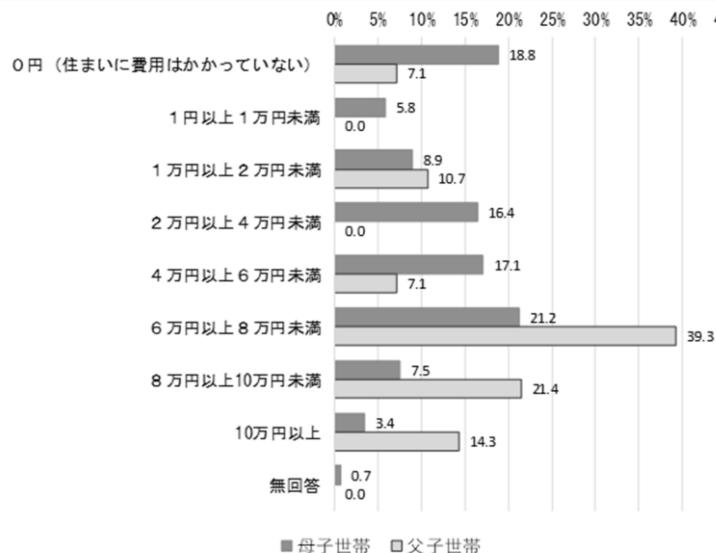
母子世帯では、民間の賃貸住宅が 32.5%で最も多く、次に、都営住宅・市営住宅が 27.4%で、賃貸住宅の割合が 59.9%となっています。父子世帯では、自分の持ち家が 53.6%で最も多くなっています。

■ 子ども3人以上では「自分の持ち家」が増える

住居の状況を子どもの人数別にみると、1人、2人では「自分の持ち家」が 20%台であるのに対し、3人では 45.2%、4人以上では 40.0%となっています。

■ 母子世帯では住まいにかかる費用の抑制がうかがえる

家賃・住宅ローンなど、住まいにかかる1か月の費用は、「6万円以上8万円未満」が 22.1%と最も多くなっていますが、月 6万円以上は父子世帯で割合が高くなっています。母子世帯の方がかかる費用の少ない住居に住む傾向がみられます。



(5) 就労の状況

■ 85%以上が就労している

母子世帯の 86.6%、父子世帯の 89.3% が就労しています。

	回答数 (人)	働いている	働いて いない	無回答
全体	348	85.6	12.6	1.7
母子世帯	292	86.6	11.6	1.7
父子世帯	28	89.3	10.7	0.0

■ 母親の働いていない理由は「求職中」「家事・育児」「健康不安」

母子世帯の働いていない理由は、「求職中のため」「家事・育児のため」「自分の健康に不安があるため」がいずれも 20.6% で他の理由に比べて多くなっています。母子世帯の就労については、就労支援、子育て支援、健康保持の取組の必要性があると考えられます。

■ 母子世帯のほうが近隣で就労

就労場所は多摩地区での就労が母子世帯、父子世帯ともに一番多くなっています。本市内で働いている人は、母子世帯の 4割、父子世帯の 2割となっており、母子世帯のほうが近隣で就労する傾向がみられます。

	回答数 (人)	武藏村山市内	多摩地区	東京23区内	その他	無回答
全体	298	39.3	44.3	6.4	9.1	1.0
母子世帯	253	41.5	43.9	4.3	9.1	1.2
父子世帯	25	20.0	52.0	16.0	12.0	0.0

■ 母子世帯で多い就労形態は「パート・アルバイト」

母子世帯ではパート・アルバイトが 49.8% と多く、次いで、正社員・正職員が 37.2% となっています。父子世帯では、正社員・正職員が 84.0% と多くなっています。

	回答数 (人)	正社員・ 正職員	契約社員・ 派遣社員	パート・ アルバイト	自営業	その他	無回答
全体	298	41.9	7.4	45.0	2.7	2.7	0.3
母子世帯	253	37.2	7.9	49.8	2.0	2.8	0.4
父子世帯	25	84.0	0.0	8.0	4.0	4.0	0.0

※網掛けは横軸の上位 1 位（無回答除く）。

■ 父親のほうが就業時間が長い

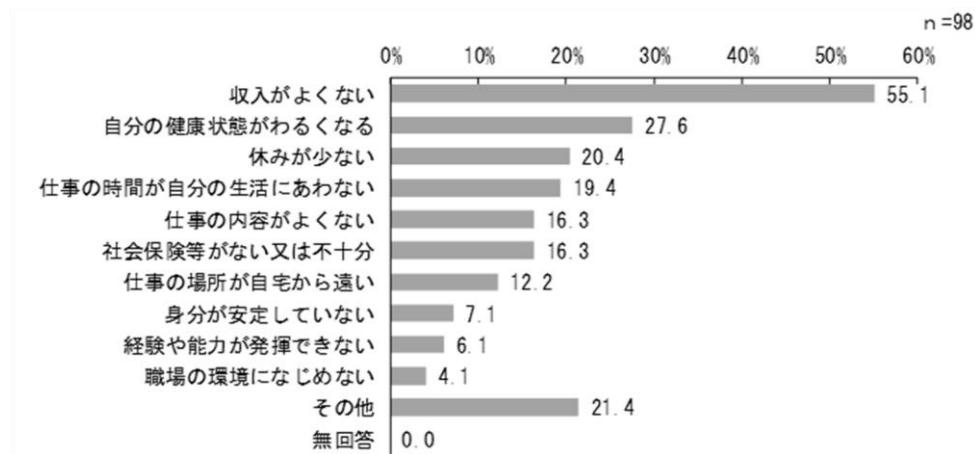
週あたりの平均就業時間は、母子世帯、父子世帯とともに、40 時間～50 時間が最も多くなっています。平均就業時間 51 時間以上は父子世帯で 32.0%、母子世帯で 6.3% となっており、父親の長時間の就労の状況がみられます。

■ 母子世帯では仕事を変えたい意向が高い

現在の仕事について、母親では仕事を変えたい割合が 34.8%で、父親の 24.0%と比べて多く、父親では、今の仕事を続けたい割合が 76.0%で、母親の 63.6%と比べて多くなっています。

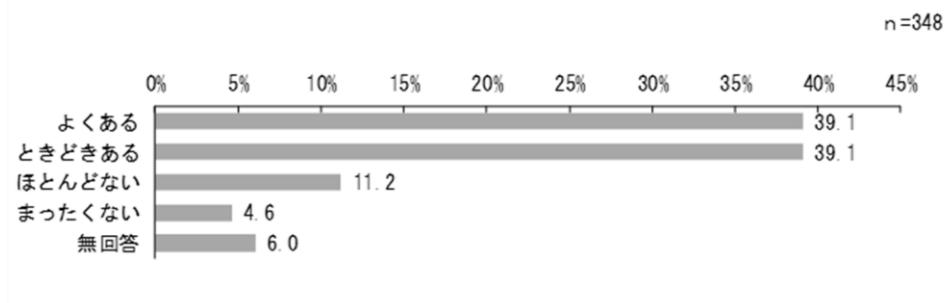
■ 仕事を変えたい大きな理由は「収入」

仕事を変えたい理由について、「収入がよくない」が 55.1%で最も多く、「自分の健康状態がわるくなる」が 27.6%となっています。



■ 「仕事のため、子どもとすごす時間が少ない」が約 8 割

仕事と生活とのバランスについて「仕事のため、子どもとすごす時間が少ない」と感じる回答は「よくある」が 39.1%、「ときどきある」が 39.1%となっています。



(6) 資格の取得

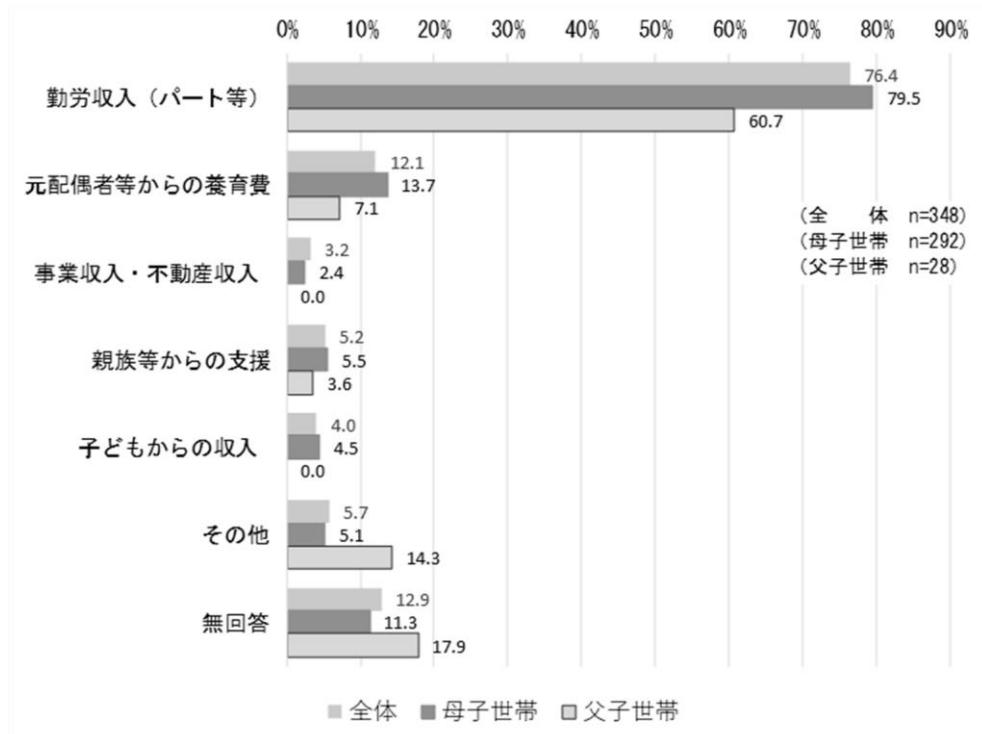
■ とりたい資格は「パソコン・OA 関係」が多く、「費用」と「時間」が取得の悩み

とりたい資格では、「パソコン・OA 関係」が 10.9%と最も多く、資格をとるにあたっての悩みや困りごとでは「費用がかかる」が 65.9%、「資格をとるための時間が長い」が 57.3%で多くなっています。【問 17・問 17-1】

(7) 収入

■ 世帯の収入源では、「勤労収入（パート等）」が76.4%、「養育費」

収入源は「勤労収入（パート等）」が76.4%と最も多くなっており、「元配偶者等からの養育費」が12.1%、「親族等からの支援」が5.2%みられます。



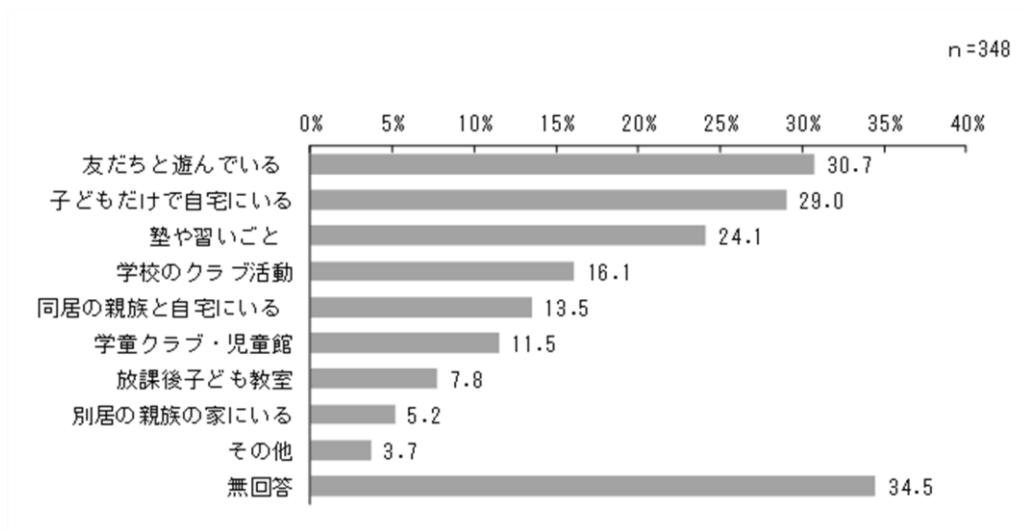
■ 母子世帯は父子世帯よりも100～200万円収入の低い人が多い

社会保障給付金（児童育成手当等）や公的年金を除く、世帯全員の年間収入は、母子世帯では、100～200万円未満が30.5%で最も多く、父子世帯では、300～400万円未満が32.1%で最も多くなっています。母子世帯では、300万円未満が68.9%となっており、約7割を占めています。

(8) 子どもの状況

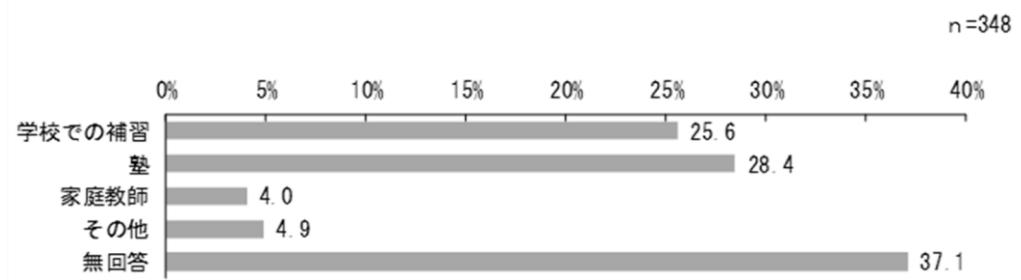
■ 子どもたちは「友だちと遊ぶ」に次いで「子どもだけで自宅にいる」

小・中学生の子どもの平日の放課後の過ごし方は「友だちと遊んでいる」が 30.7% と最も多く、土・日曜日や長期休暇中も同様に「友だちと遊んでいる」が 35.1% と最も多くなっています。次に多いのは「子どもだけで自宅にいる」で、平日の放課後は 29.0%、土・日曜日や長期休暇中は 32.2% となっています。



■ 子どもの学習支援は、3割弱が「塾」、次いで「学校での補習」を望んでいる

子どもの学習支援については、「塾が必要」が 28.4% で最も多くなっており、「学校での補習」が 25.6% となっています。



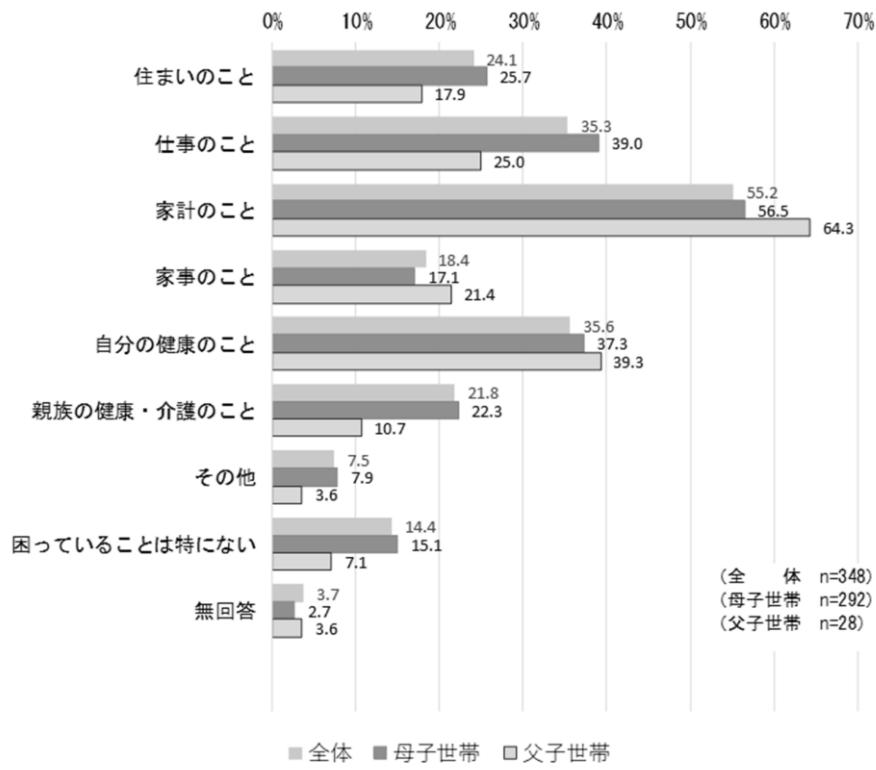
■ 中学卒業後は「進学」が最多

中学校卒業後の子どもについては、「進学している」が 29.6% と最も多いのに対し、「働いている」は 2.0% となっています。働いている子どもは、全員が働くことを希望していましたが、このうち 1 名については、経済的な事情で働く必要があったと回答しています。

(9) 困りごとや悩みごと

■ 困りごとで最も多いのは「家計のこと」

保護者自身の困りごとでは、「家計のこと」が 55.2% と最も多くなっています。「家計のこと」の割合は全ての年代で最も多くなっており、「自分の健康のこと」や「親族の健康・介護のこと」は、年代が上がるにつれて多くなっています。



■ 子育て等の悩みごとは子どもの教育や学習

子育てや子どもとの関わりにおける悩みは、「子どものしつけ・教育」が 41.1% で最も多くなっています。子どもについての悩みでも、「子どもの勉強・学力」が 47.7% と最も多く、次いで、「子どもの進路（進学・就職）」が 39.4% となっており、ひとり親の保護者が子どもの教育や学習に対し悩みを抱えていることがうかがえます。

■ 悩みごとを相談しない人の 7 割弱は相談できる人がいない

悩みごとの相談相手は、「自分の親族」が 53.2% と最も多くなっており、親族との近居・同居が居住理由で多かったことと合致しています。相談しない人が 11.2% みられ、その人の相談しない理由では「相談できる人がいない」が 66.7% で最も多くなっています。

(10) 支援制度の認知と利用意向、情報の入手方法

■ 仕事に関する支援制度では「ハローワーク」の認知度が最も高い

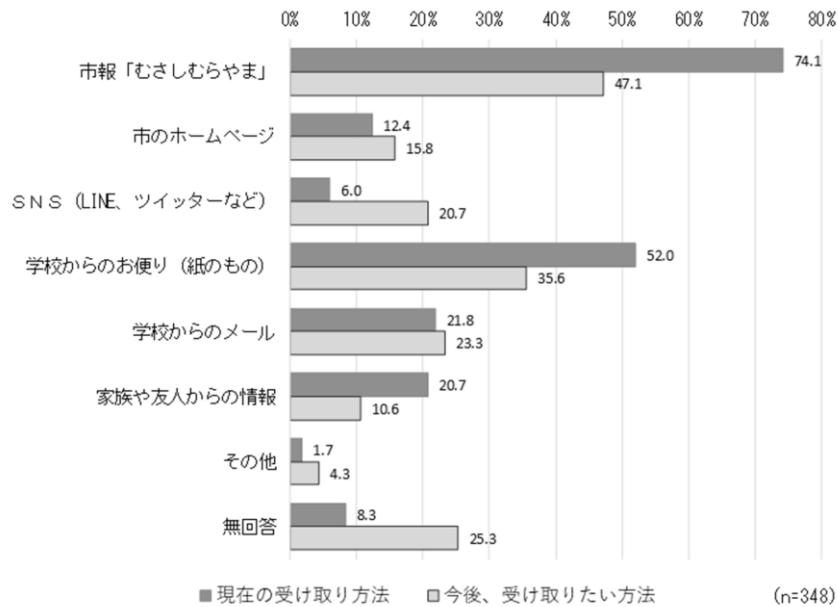
手当・資金及び医療費の助成に関する支援制度は、知っている人が多く認知度が高い状況にあります。一方で、子育て支援事業の支援制度のうち、子どもショートステイ事業や、育児支援ヘルパー事業は、制度の認知が進んでいない状況がみられました。また、仕事の支援制度ではハローワーク立川が「知っていた」64.9%で最も高くなっています。自立支援教育訓練や高等職業訓練に関する給付金、東京しごとセンター、東京都ひとり親家庭支援センターはあとなどは認知度が低くなっています。

■ 相談窓口の認知度は高いものの、自分が利用できる相談窓口がどこか分からず人も少數いる

仕事で困っている人は各種相談窓口について認知度が高い傾向にあります。一方で、39名の人が困りごとをどこにも相談しないと回答しましたが、うち3名(7.7%)の人が「どこで相談できるかわからない」と回答しています。困りごとを抱えており、各相談窓口の認知度は高い状況ですが、自分が利用できる相談窓口がどこか分からずの人も少數いる状況です。

■ 情報入手は現状・希望とも「市報」がトップ。今後はネット利用も望む

子どもに関する施策や行事などの情報の入手方法については、現在、市報で受け取っている人が74.1%で最も多く、今後受け取りたい方法も市報を選択した人が47.1%で最も多くなっています。情報入手経路における市報の役割が大きいことが分かります。今後受け取りたい方法では、ホームページ、SNS、メールといったネット利用を望む傾向もみられます。



3 まとめと課題

ひとり親家庭の就労の形態は、父子家庭で「正社員・正職員」が約8割、母子家庭で「パート・アルバイト」が約5割となっており、年収の平均は母子家庭の人が低くなっています。また、困っていることでは、母子家庭・父子家庭ともに「家計のこと」が最も多くなっています。

母子家庭の場合、ひとり親家庭になったことで働き始める人が28.8%おり、就労先が決まるまでにかかった期間は「1か月以内(34.2%)」が多くなっています。生活のためにはすぐに仕事につかなければいけないという事情から、結果的に「パート・アルバイト」で働いている可能性があり、「収入」を理由に今後仕事を変えたいと考える人も母子家庭で多くなっています。また、母子家庭では、勤務時間、子育てへの理解、自宅に近いことや休みのとりやすさなどの職場環境も仕事選択の条件として求められています。

自身が望んでいる仕事や継続的・安定的に働いていける職場を見つけるために、就業相談窓口を利用する方法がありますが、就業相談窓口を知らない人も一部みられるため、相談窓口の周知も必要と考えられます。

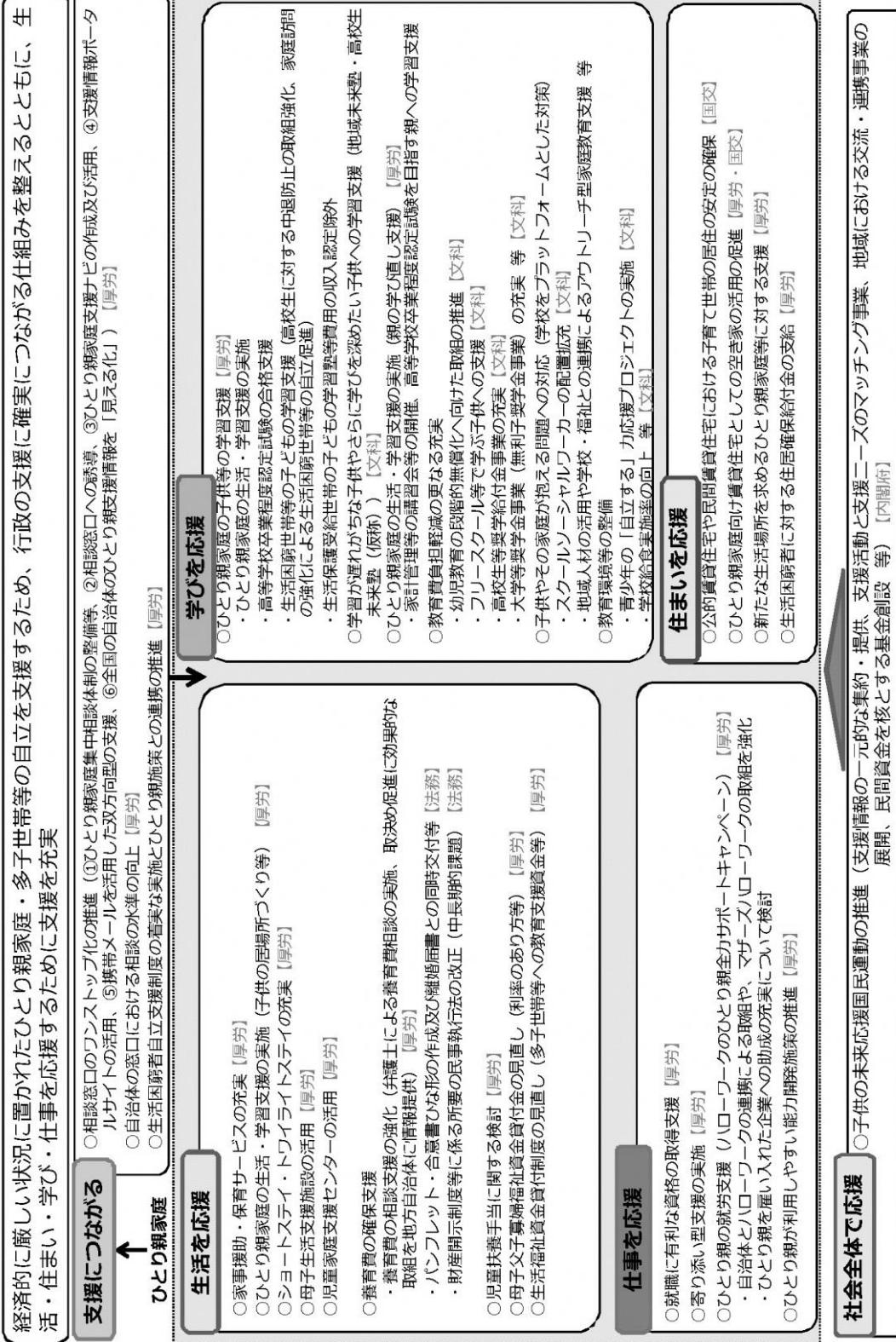
収入源については、勤労収入が約76%と最も多く、次に、養育費が約12%となっています。養育費の取り決めをしていない人は約4割おり、面会交流については、約7割の人が取り決めをしていない状況です。子どものために必要な事項であることからも、離婚の場合は、ひとり親家庭となる前に取り決めを行っておくことが望ましいと考えられます。

子どもに関する悩みでは、子ども教育や学習の悩みが多く、放課後や休みの日を子どもたちだけで自宅で過ごしている割合は小・中学校とも約3割となっています。

これらの結果から、就労支援事業のほか、養育費や面会交流の制度等、本市で行っている事業の周知等を含め、複合的に周知度を高めていくことがひとり親家庭の支援として求められる点であると考えられます。

3 ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（施策の方向性）

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（施策の方向性）



(厚生労働省ホームページより)

4 子どもの貧困に対する東京都の施策

● 子どもの貧困に関する東京都の施策

	教育支援	生活支援	保護者に対する就労支援	経済的支援
生活保護世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・教育扶助（基準額、教材代、学習支援等） ・生業扶助（高等学校等就学費、技能修得） ・子供の学習支援事業 ・教育支援資金の貸付（生活福祉資金制度） ・若年者に対する公共職業訓練等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケースワーカーによる生活相談・援助 ・ひとり親世帯の親の高校就学支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・被保護者就労準備支援事業 ・就労支援員による就労支援 ・ハローワークと福祉事務所が一体となった就労支援 ・就労活動促進費の支給 ・就労自立給付金の支給 ・母子家庭の母等に対する職業訓練等 ・就職支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法による各種扶助 ・生活福祉資金の貸付
	<p>・被保護者自立促進事業：就労支援、次世代育成支援（塾代・学習相談ボランティア派遣）等</p>			
生活困窮者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・子供の学習支援事業（再掲） ・受験生チャレンジ支援貸付 ・教育費の負担軽減策 ・教育支援資金の貸付（生活福祉資金制度）（再掲） ・子供の居場所創設事業 ・子供サポート事業立上げ支援事業 ・若年者に対する公共職業訓練等（再掲） ・校内寺子屋 ・地域未来塾 ・放課後子供教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援事業 ・家計相談支援事業 ・子供の居場所創設事業（再掲） ・子供サポート事業立上げ支援事業（再掲） ・子供食堂推進事業 ・フードパントリー設置事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労準備支援事業 ・ハローワークと福祉事務所が一体となった就労支援（再掲） ・母子家庭の母等に対する職業訓練等（再掲） ・就職支援（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・住居確保給付金の支給 ・生活福祉資金の貸付（再掲）
ひとり親世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等生活向上事業（子供の生活及び学習支援（塾及び家庭教師派遣）） ・母子・父子福祉資金による高校・大学等への修学資金貸付 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子自立支援員による相談・支援 ・ひとり親家庭等生活向上事業（相談支援、家計管理・生活支援講習会等） ・ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等就業・自立支援センター事業 ・高等職業訓練促進給付金等事業 ・高等職業訓練促進資金貸付事業 ・自立支援教育訓練給付金事業 ・母子・父子自立支援プログラム策定事業 ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・母子家庭の母等に対する職業訓練等（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の支給 ・児童育成手当の支給 ・母子・父子福祉資金の貸付 ・女性福祉資金の貸付 ・ひとり親家庭等医療費助成
社会的養護の下で生活する子供	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設における学習・進学支援等 ・自立生活スタート支援事業（就学支度資金貸付） 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援強化事業 ・ジョブ・トレーニング事業 ・養育家庭等自立援助補助事業 ・児童養護施設退所者等の就業支援事業 ・児童養護施設退所者等に対するすまい確保支援事業 ・専門機能強化型児童養護施設 ・乳児院の家庭養育推進事業 		<ul style="list-style-type: none"> ・自立生活スタート支援事業（技能習得資金貸付等） ・児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（資格取得支援費等） ・自立援助促進事業
4 分野における施策の調整・普及啓発		<ul style="list-style-type: none"> ・子供の貧困対策支援事業 ・子育てサポート情報普及推進事業 	<p>※各支援及び対象世帯等に係る主な施策を掲載（一部、全ての世帯等を対象とした施策も含む）</p>	

（平成 30 年 3 月「東京都子供・子育て支援総合計画」中間見直し版より）

5 子どもの貧困対策に関する国の指標

教育の支援		
指標	直近値	算出方法
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	93.7% (平成30年4月1日現在)	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であって、中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む。）の卒業者総数のうち、高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程の入学した者の数の占める割合 (出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ)
生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	4.1% (平成30年4月1日現在)	高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校の4月の在籍者総数で、その年の翌年3月までに中退した者の数を除したもの (出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ)
生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	36.0% (平成30年4月1日現在)	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であって、高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。）、高等専門学校、専修学校（高等課程又は一般課程）、各種学校又は公共職業能力開発施設の卒業者数のうち、大学、短期大学、専修学校（専門課程又は一般課程）又は各種学校への進学した者の割合 (出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ)
児童養護施設の子供の進学率	中学校卒業後 95.8% (平成30年5月1日現在)	その年度末に中学校を卒業した者の数のうち、その年度の翌年度（5月時点）に高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設に進学している者の数の占める割合 (出所：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ)
	高等学校等卒業後 30.8% (平成30年5月1日現在)	高等学校、中等教育学校後期課程又は特別支援学校高等部の卒業者及び高等専門学校（3学年）を修了した者の数のうち、大学、短期大学、高等専門学校（4学年に進級した者）、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設への進学している者の数の占める割合 (出所：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ)

指標		直近値	算出方法
ひとり親家庭の子供の就園率 (保育所・幼稚園等)		81.7% (平成28年11月1日現在)	母子世帯又は父子世帯の小学校入学前の者のうち、保育先として保育所、幼稚園又は認定こども園が選択されている者の割合 (出所:全国ひとり親世帯等調査)
ひとり親家庭の子供の進学率	中学校卒業後	95.9% (平成28年11月1日現在)	母子世帯又は父子世帯の16歳の者のうち、高等学校又は高等専門学校に在籍している者の割合 (出所:全国ひとり親世帯等調査)
	高等学校等卒業後	58.5% (平成28年11月1日現在)	母子世帯又は父子世帯の19歳の者のうち、大学、短期大学、専修学校又は各種学校に在籍している者の割合 (出所:全国ひとり親世帯等調査)
全世帯の子供の高等学校中退率		1.4% (平成30年度)	年度初めに高等学校に在籍していた者のうち、その年度中に高等学校を中退した者の割合 (出所:児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)
全世帯の子供の高等学校中退者数		48,594人 (平成30年度)	年度初めに高等学校に在籍していた者のうち、その年度中に高等学校を中退した者の数 (出所:児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合	小学校	50.9% (平成30年度)	全公立小学校のうち、補助事業を活用したスクールソーシャルワーカーによる対応実績のある小学校の割合 (出所:文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)
	中学校	58.4% (平成30年度)	全公立中学校のうち、補助事業を活用したスクールソーシャルワーカーによる対応実績のある中学校の割合 (出所:文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)
スクールカウンセラーの配置率	小学校	67.6% (平成30年度)	全公立小学校のうち、補助事業を活用したスクールカウンセラー(準ずる者を含む。)が配置された小学校の割合 (出所:文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)
	中学校	89.0% (平成30年度)	全公立中学校のうち、補助事業を活用したスクールカウンセラー(準ずる者を含む。)が配置された中学校の割合 (出所:文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)

指標		直近値	算出方法
就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)		65.6% (平成29年度)	「入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答し、かつ「毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答した市町村の割合 (出所：文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ)
新入学児童生徒学用品費等の入学期前支給の実施状況	小学校	47.2% (平成30年度)	「当該年度に入学した者を対象に入学期前支給を実施」と回答した市町村の割合 (出所：文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ)
	中学校	56.8% (平成30年度)	
高等教育の修学支援新制度の利用者数	大学	—	高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金、授業料等減免）を当該年度において利用した者の数 (注)高等教育の修学支援新制度については令和2年4月から開始。
	短期大学	—	
	高等専門学校	—	
	専門学校	—	

生活の安定に資するための支援			
指標		直近値	算出方法
電気、ガス、水道 料金の未払い経 験	ひとり 親世帯	電気料金 14.8 % ガス料金 17.2 % 水道料金 13.8 % (平成29年)	ひとり親世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で料金の未払いが「あった」と答えた世帯の割合 (出所：生活と支え合いに関する調査（特別集計）)
	子供が ある全 世帯	電気料金 5.3 % ガス料金 6.2 % 水道料金 5.3 % (平成29年)	子供がある世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で料金の未払いが「あった」と答えた世帯の割合 (出所：生活と支え合いに関する調査（特別集計）)
食料又は衣服が 買えない経験	ひとり 親世帯	食料が買えない経験 34.9 % 衣服が買えない経験 39.7 % (平成29年)	ひとり親世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で家族が必要とする食料又は衣服が買えないことが「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯の割合（※） (出所：生活と支え合いに関する調査（特別集計）) (※) 食料が買えない経験（よくあった 6.7%、ときどきあった 11.8%、まれにあった 16.4%）衣服が買えない経験（よくあった 10.0%、ときどきあった 10.5%、まれにあつた 19.2%）
	子供が ある全 世帯	食料が買えない経験 16.9 % 衣服が買えない経験 20.9 % (平成29年)	子供がある世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で家族が必要とする食料又は衣服が買えないことが「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯の割合（※） (出所：生活と支え合いに関する調査（特別集計）) (※) 食料が買えない経験（よくあった 2.5%、ときどきあった 5.1%、まれにあった 9.2%）衣服が買えない経験（よくあった 3.0%、ときどきあった 5.6%、まれにあった 12.3%）

指標		直近値	算出方法
子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合	ひとり親世帯	重要な事柄の相談 8.9% いざという時のお金の援助 25.9% (平成29年)	ひとり親世帯に属する18歳以上の個人のうち、頼れる人が「いない」と回答した者（「そのことでは人に頼らない」と回答した者は含まない。）の割合 (出所：生活と支え合いに関する調査（特別集計）)
	等価可処分所得第I～III十分位	重要な事柄の相談 7.2% いざという時のお金の援助 20.4% (平成29年)	子供がある世帯で等価可処分所得が第I～III十分位の世帯に属する18歳以上の個人のうち、頼れる人が「いない」と回答した者（「そのことでは人に頼らない」と回答した者は含まない。）の割合 (出所：生活と支え合いに関する調査（特別集計）)

保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援			
指標		直近値	算出方法
ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯	80.8% (平成27年)	母子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む。）の親のうち、就業している者の割合 (出所：国勢調査)
	父子世帯	88.1% (平成27年)	父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む。）の親のうち、就業している者の割合 (出所：国勢調査)
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	母子世帯	44.4% (平成27年)	就業している母子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む。）の親のうち、正規の職員及び従業員の割合 (出所：国勢調査)
	父子世帯	69.4% (平成27年)	就業している父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む。）の親のうち、正規の職員及び従業員の割合 (出所：国勢調査)

経済的支援			
指標		直近値	算出方法
子供の貧困率	国民生活基礎調査	13.9% (平成27年)	貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）に満たない子供（17歳以下）の数を子供の数で除したもの (出所：国民生活基礎調査)
	全国消費実態調査	7.9% (平成26年)	貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）に満たない子供（17歳以下）の数を子供の数で除したもの (出所：全国消費実態調査)
ひとり親世帯の貧困率	国民生活基礎調査	50.8% (平成27年)	貧困線に満たない大人一人（18歳以上65歳未満）と子供（17歳以下）からなる世帯の世帯員数を大人一人と子供からなる世帯の世帯員数で除したもの (出所：国民生活基礎調査)
	全国消費実態調査	47.7% (平成26年)	貧困線に満たない大人一人（18歳以上）と子供（17歳以下）からなる世帯の世帯員数を大人一人と子供からなる世帯の世帯員数で除したもの (出所：全国消費実態調査)
ひとり親家庭のうち養育費についての決めをしている割合	母子世帯	42.9% (平成28年度)	養育費の決めをしている母子世帯の親の数を母子世帯の親の数で除したもの (出所：全国ひとり親世帯等調査)
	父子世帯	20.8% (平成28年度)	養育費の決めをしている父子世帯の親の数を父子世帯の親の数で除したもの (出所：全国ひとり親世帯等調査)
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合	母子世帯	69.8% (平成28年度)	養育費を現在受け取っていない母子世帯の子供の数を母子世帯の子供の数で除したもの (出所：全国ひとり親世帯等調査（特別集計）)
	父子世帯	90.2% (平成28年度)	養育費を現在受け取っていない父子世帯の子供の数を父子世帯の子供の数で除したもの (出所：全国ひとり親世帯等調査（特別集計）)

(子供の貧困対策に関する大綱より)

6 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会設置要綱

武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会設置要綱

（平成 31 年 4 月 25 日）
（武蔵村山市訓令（乙）第 47 号）

（設置）

第1条 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）の趣旨を踏まえ、武蔵村山市における子どもの貧困対策についての計画である（仮称）武蔵村山市子どもの未来応援プラン（次条において「子どもの未来応援プラン」という。）を地域の実情及び市民の意見を反映して策定するため、武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 懇談会は、子どもの未来応援プランの素案の作成に関し必要な事項を検討審議し、その結果を市長に報告する。

（組織）

第3条 懇談会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員 11 人をもって組織する。

- (1) 学識経験者 3 人
- (2) 教育施設関係者 2 人
- (3) 社会福祉関係者 4 人
- (4) 公募による市民 2 人

（座長及び副座長）

第4条 懇談会に、座長及び副座長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 懇談会の会議は、座長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

（任期）

第6条 委員の任期は、第 2 条の規定による報告の終了をもって満了する。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月25日から施行する。

7 武藏村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会委員名簿

氏 名	区 分	所属等
◎木村 容子	学識経験者	日本社会事業大学 社会福祉学部教授
○大谷 恵美子	社会福祉関係者	武藏村山市民生・児童委員協議会会长
宮崎 ますみ	学識経験者	武藏村山病院 小児科医
榎本 昭	学識経験者	東京弁護士会
押本 純樹	教育施設関係者	公立小学校長会代表
榎戸 千代子	教育施設関係者	公立中学校長会代表
武内 まゆみ	社会福祉関係者	武藏村山市社会福祉協議会代表
江郷 勝哉	社会福祉関係者	法人立保育園長会代表
草間 教子	社会福祉関係者	NPO法人子育て未来ネットこどもと
田中 和典	公募による市民	
小林 充子	公募による市民	

◎:座長 ○:副座長

8 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会開催経過

日時・場所	会議の開催経過
日時: 令和元年7月1日(木) 午後5時30分から 場所: 市役所301会議室	第1回 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会 議題 1 座長及び副座長の選任について 議題 2 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会に関する運営要領(案)について 議題 3 懇談会の進め方について 議題 4 (仮称)武蔵村山市子どもの未来応援プラン構成案について 議題 5 その他
日時: 令和元年8月1日(木) 午後5時30分から 場所: 市役所301会議室	第2回 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会 議題 1 ニーズ調査の集計結果について(速報)について 議題 2 その他
日時: 令和元年11月28日(木) 午後5時30分から 場所: 市役所301会議室	第3回 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会 議題 1 武蔵村山市子どもの未来応援プラン(素案)について 議題 2 その他
日時: 令和2年1月23日(木) 午後5時30分から 場所: 市役所301会議室	第4回 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会 議題 1 武蔵村山市子どもの未来応援プラン(素案)について 議題 2 その他

9 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定委員会設置要綱

武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定委員会設置要綱

〔平成元年5月7日
武蔵村山市訓令(乙)第1号〕

(設置)

第1条 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)の趣旨を踏まえ、武蔵村山市における子どもの貧困対策についての計画である(仮称)武蔵村山市子どもの未来応援プラン(次条において「子どもの未来応援プラン」という。)を総合的かつ円滑に策定するため、武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、子どもの未来応援プランの原案を作成し、市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人をもって組織する。

2 委員は、健康福祉部長、健康福祉部子ども家庭担当部長、企画財務部企画政策課長、健康福祉部障害福祉課長、同部子育て支援課長、同部子ども育成課長、同部子ども育成課児童担当課長、同部生活福祉課長、同部健康推進課長、教育部指導担当参事、同部教育総務課長及び同部文化振興課長の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ健康福祉部長の職にある委員及び健康福祉部子ども家庭担当部長の職にある委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(任期)

第6条 委員の任期は、第2条の規定による報告の終了をもって満了する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月7日から施行する。

10 武藏村山市子どもの未来応援プラン策定委員会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
◎佐野 和実	健康福祉部長	
○神山 幸男	健康福祉部子ども家庭担当部長	令和元年 11 年 1 日～
○鈴木 浩		～令和元年 10 月 31 日
鈴木 義雄	企画財務部企画政策課長	
阿部 淳一	健康福祉部障害福祉課長	
木村 朋子	健康福祉部子育て支援課長	
室賀 和之	健康福祉部子ども育成課長	
高橋 一磨	健康福祉部子ども育成課児童担当課長	
田代 勝久	健康福祉部生活福祉課長	
中野 育三	健康福祉部健康推進課長	
勝山 朗	教育部指導担当参事	
井上 幸三	教育部教育総務課長	
中村 順治	教育部文化振興課長	

◎:委員長 ○:副委員長

11 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定委員会開催経過

日時・場所	会議の開催経過
日時: 令和元年6月 26 日(水) 午後3時30分から 場所: さくらホール集会室	第1回 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定委員会 議題 1 (仮称)武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定方針等について 議題 2 今後のスケジュールについて 議題 3 次回の開催日程について
日時: 令和元年7月 29 日(月) 午後4時から 場所: 市役所 301 会議室	第2回 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定委員会 議題 1 武蔵村山市子どもの未来応援プランの策定期日について 議題 2 武蔵村山市子どもの未来応援プラン(素案)について
日時: 令和元年 11月 21 日(木) 午後3時30分から 場所: さくらホール集会室	第3回 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定委員会 議題 1 武蔵村山市子どもの未来応援プラン(素案)について
日時: 令和2年1月 21 日(火) 午後3時から 場所: 中部地区会館 401 大集会室	第4回 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定委員会 議題 1 武蔵村山市子どもの未来応援プラン(素案)について
日時: 令和2年2月 13 日(木) 午前9時から 場所: 中部地区会館 401 大集会室	第5回 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定委員会 議題 1 武蔵村山市子どもの未来応援プラン(素案)について
日時: 令和2年○月○日 午後○時から 場所:	第6回 武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定委員会 議題 1 武蔵村山市子どもの未来応援プラン(素案)について 議題 2 武蔵村山市子どもの未来応援プラン(素案)に対する意見公募要領(案)について

12 計画策定に向けた市民参加

1 アンケート調査

(1) 生活実態調査

- ・調査対象：市内在住で公立学校に通う小学5年生及び中学2年生の子ども本人とその保護者
- ・調査方法：学校を通じ配付・回収
- ・調査期間：平成30年10月2日（火）から10月15日（月）まで
- ・配付対象数：小学5年生（子ども・保護者とも）800票
中学2年生（子ども・保護者とも）689票
- ・回収結果：小学校5年生 有効回答数650票 回答率81.3%
小学校5年生の保護者 有効回答数646票 回答率80.8%
中学2年生 有効回答数542票 回答率78.7%
中学2年生生の保護者 有効回答数539票 回答率78.2%

(2) ひとり親家庭等ニーズ調査

- ・調査対象：平成30年9月時点で児童育成手当受給資格をお持ちの方
- ・調査方法：郵送配布・郵送回収
- ・調査期間：平成30年10月19日（金）から11月9日（金）まで
- ・回収結果：発送数1,107件 回収数348件 回収率31.4%

2 パブリックコメント（意見公募）

武藏村山市子どもの未来応援プラン（素案）について

- ・意見募集期間 令和2年 月 日（ ）から令和2年 月 日（ ）まで
- ・意見の件数 件

武蔵村山市子どもの未来応援プラン（素案） に係る報告書

令和 2 年 3 月

武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会

(案)

別 紙

武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会（報告）

武蔵村山市子どもの未来応援プラン（以下「本応援プラン」といいます。）は、子どもの貧困対策法第9条第2項に規定する「市町村計画」として、同法の目的、基本理念等を踏まえて策定するものです。

令和元年法律第41号による改正後の子どもの貧困対策法では、「市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。」とされ、市町村計画の策定が努力義務となりました。

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、我が国の子どもの相対的貧困率は平成27年に13.9%と報告されています。一方、武蔵村山市では市内の子どもと家庭の現状を把握するため「生活実態調査」「ひとり親家庭等ニーズ調査」等を実施し、支援が必要と考えられる家庭と子どもの存在が明らかになっています。

国を挙げての取組である子どもの貧困対策の推進は、武蔵村山市においても重要であると考えられ、市町村の計画策定が努力義務とされたこととも併せて、今この時に、武蔵無狭山市における子どもの貧困対策を規定した本応援プランが策定されること非常に意義のあることです。

当懇談会では、本応援プランについて協議を進めてきた結果、登載された施策・事業等については、武蔵村山市第二期子ども・子育て支援事業計画など関連の深い計画との整合を図りながら、国が重点施策としている項目に沿って必要な施策・事業等が網羅されていることから、おおむね妥当であると認めました。

なお、以下に、素案に対して当懇談会から出された意見を整理したので、これらの意見にも留意され、よりよい計画とされることを要望いたします。

1 総論的意見

子どもの貧困対策法の目的に「子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため（略）」と記されている。

本応援プランの基本理念を「子どもの幸せな未来を応援するまち武蔵村山市～全ての子どもたちとその家庭を見守り支援する～」と設定しているのは、まさにこの法の目的に沿ったものである。基本理念に掲げたとおり、市の全ての子どもと家庭を念頭に、必要な支援が行き届くよう計画を推進されたい。

2 個別の意見

（1）応援プランの対象について

○現状、対象として「この応援プランは、全ての子ども及びその家庭が対象となりますが、主に、現に経済的な困難を抱える子ども及び将来経済的な困難を抱える可能性のある子ども並びにその家庭とします。」となっている。前段の、全ての子ども及びその家庭を対象とする旨の記載は、当懇談会の意見が反映されたものである。対象を経済的困難を抱える子どもに絞って記載すると、子どもの貧困問題が経済的な面だけでくくられてしまうという意見によるものである。

○子どもの貧困問題は、貧困の連鎖を断ち切るための教育の充実など、様々な側面からの支援が全ての子どもと家庭に対してなされるべきという当懇談会の総意によるものであることから、事業の実施は経済的困難の解消の側面のみにとらわれることなく行うよう留意されたい。

（2）基本目標について

○「基本目標1 支援につなげる・支援をつなぐ」では、「貧困の連鎖を断ち切るためにには、現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築が重要」としている。貧困の連鎖を断ち切ることの重要性は、国の方針にもあるが当懇談会でも注目した点である。その観点から、基本目標1や基本目標2に記載の通り、子どものことを第一に考えること、子どもたちが自分の能力・可能性を伸ばし、夢に挑戦できるようにすることなど、子どもの視点に立って貧困の連鎖を断ち切る取組の推進に努められたい。

○「基本目標5 経済的な支援」では、母親の妊娠・出産時から子どもの乳幼児期、小学校入学後、中学校を卒業した後まで援助することが記載されている。経済的な支援のみならず、児童福祉の考え方からするこの応援プランによる支援は妊娠中から必要である。例えば妊娠した時に、母親が経済的な困難を抱えるなどから適切な食事がとれないとなると、生まれてくる子どもにも影響が出る。生まれた子どもが育ち、次に親になる準備も含めて、支援はライフステージの中で考えるものである。子どもの未来を応援するプランとして、乳幼児期、小学校入学後など、時期

を切って対応を図るのではなく、子どもが生まれる前の親から、次の世代へつながるような切れ目のない支援の視点をもって施策の推進に努められたい。

(3) 施策の連携について

- 第3章 基本的な考え方の第3節。施策の体系の次に記載された「施策等連携のイメージ」図では、全ての子どもたちとその家庭に対して、支援につなげる窓口、学びを応援する施策といった個々の施策領域が個別に対応していくのではなく、施策・部署の連携による総合的な支援を提供していくことがイメージ化されている。
- 当懇談会では、全ての子どもたちは地域で暮らし、社会で支えるのも地域の力であることから、「地域」という言葉をこの図に加えることを要望し、この形となった。素案の各所に記載されている通り、地域の子どもたちに対して、市の施策・部署の連携により様々な支援をつなぐ、そこに地域社会の力も活かすということはこの応援プラン推進の基本的な事項と考える。施策・部署の連携が着実に図られるよう努められたい。

(4) 子どもの居場所づくりについて

- 第4章第3節、「3-1 子育て支援サービスの充実」「3-2 子どもの居場所づくり」では、乳幼児期の親子の居場所から、小学校入学後の子どもの居場所まで、様々な居場所についての施策が記載されている。一方、今、中学生や高校生の居場所がなくなっているという意見が当懇談会でも出されている。武蔵村山市では、中学校卒業後までの子どもが安心して過ごせる居場所づくりへの支援として、「子ども食堂推進事業」により市民活動の支援を始めたところであるが、家庭の状況などに関わらず、子どもたちが安心して過ごすことのできるような居場所については引き続き取り組むよう努められたい。

(5) 応援プランの推進と市民への啓発活動について

- 第2章は当初素案で「計画の概要」となっていたところ、当懇談会の意見により「応援プランの概要」へと変更されたものである。この応援プランがより市民に親しみを持ってもらえるように企図したものである。第4章第6節、「社会全体で応援」にある通り、子どもの貧困対策では、地域に根差した市民活動等による「気付き」や、行政によるいわゆる「公助」の仕組みだけではない「地域ぐるみ」の支え合いが重要である。「6-2 市民への啓発活動」に掲げた、市民活動、制度等の周知、子どもの貧困問題そのものに対する市民の理解などが進むよう、様々な機会を通じての啓発活動に努められたい。